

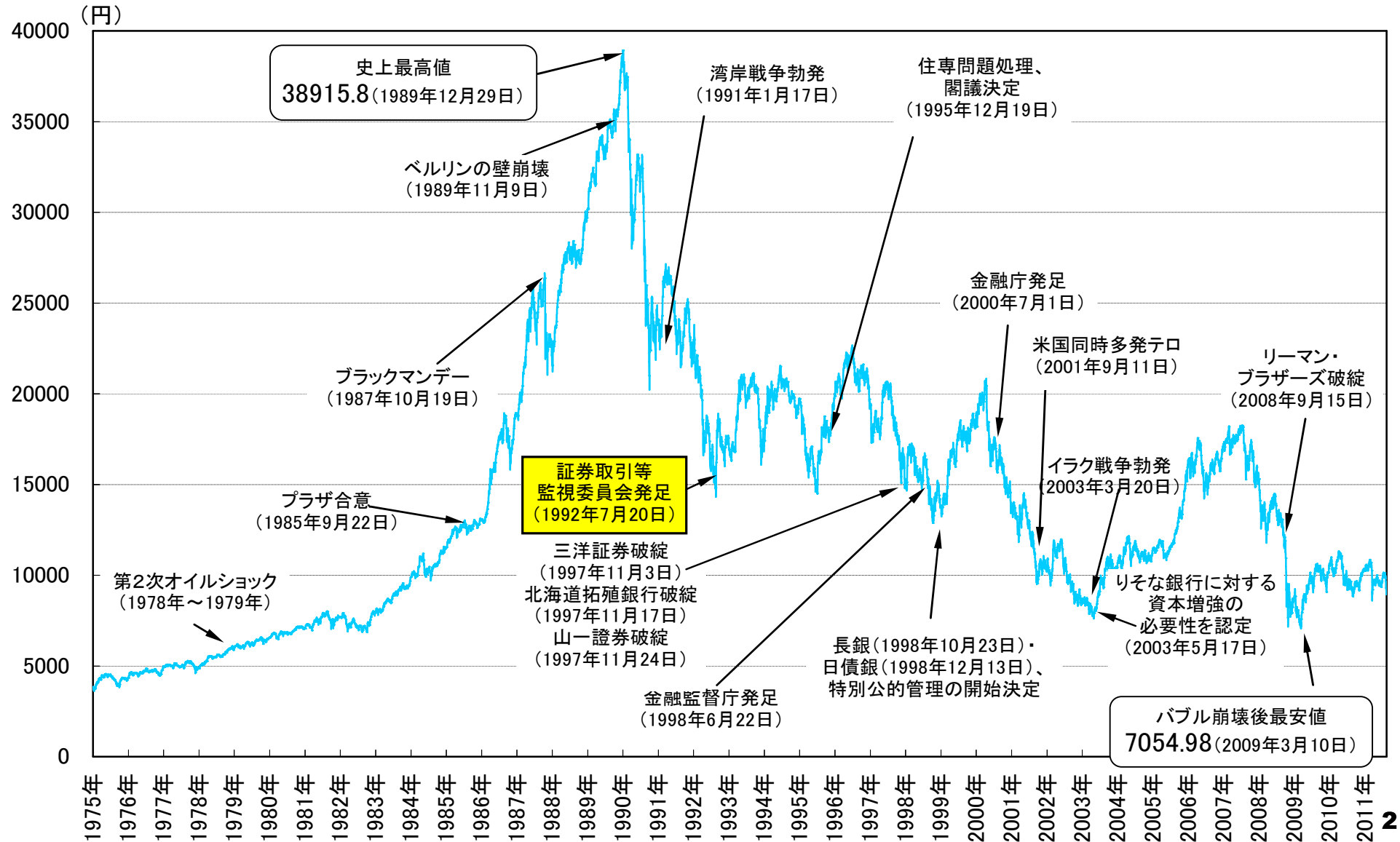
証券検査と金融商品取引業者 のコンプライアンス

平成24年6月7日

証券取引等監視委員会事務局

総務課長 寺田 達史

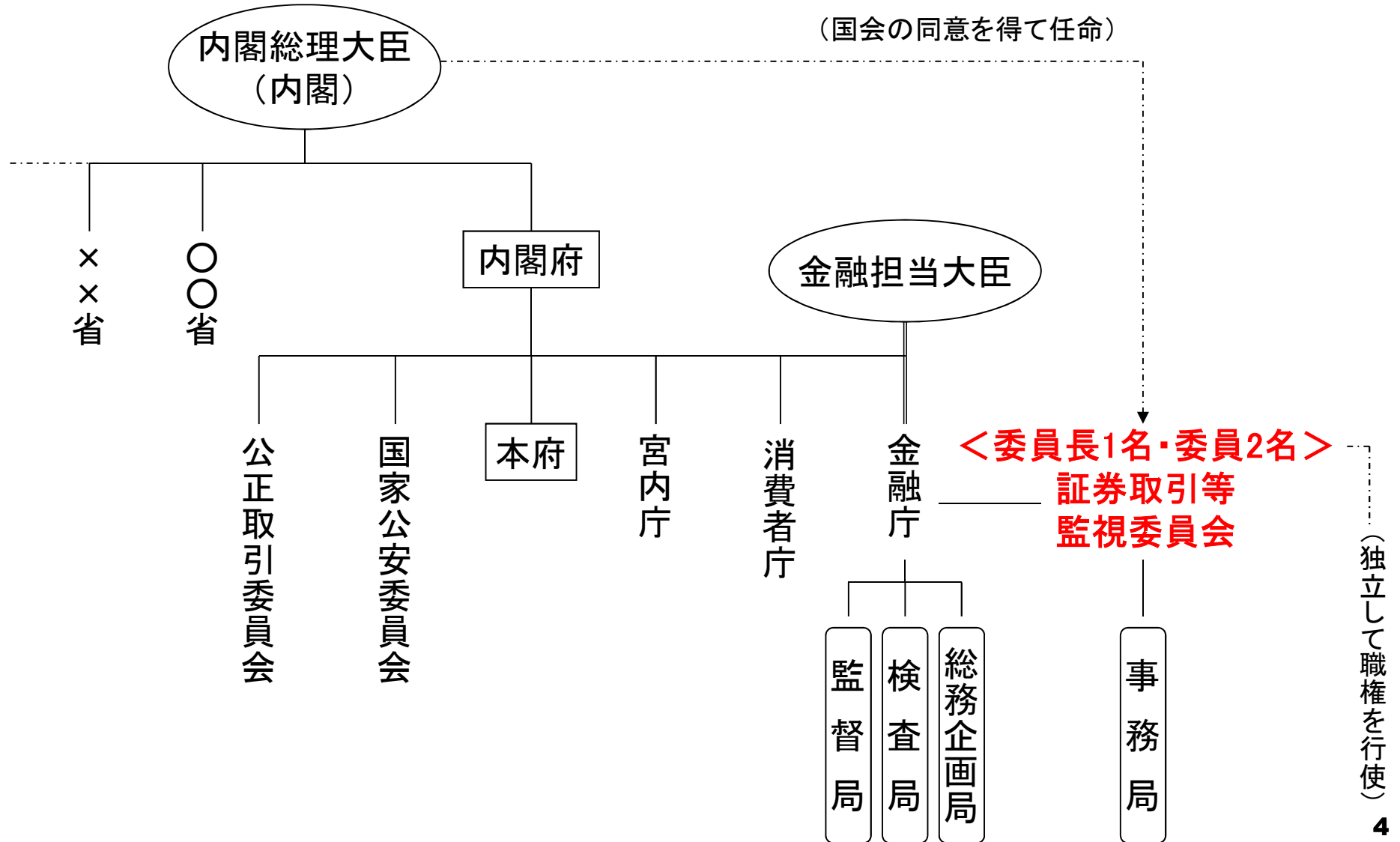
日経平均株価の推移



証券取引等監視委員会とは

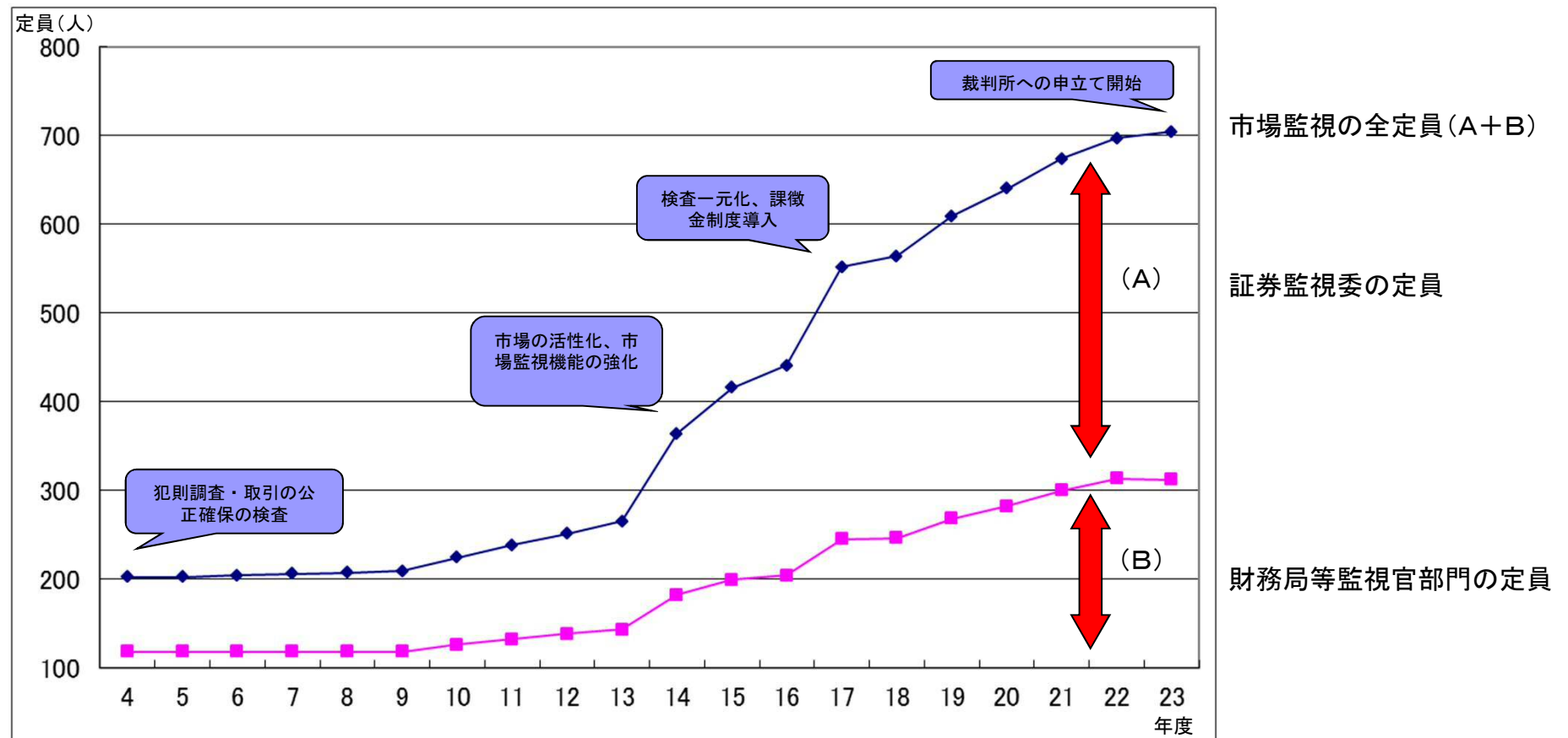
- 金融庁(内閣府の外局)に置かれた合議制の機関。
1992(H4)年発足。
- 委員長・委員(2名)は、衆・参両議院の同意を得て内閣総理大臣により任命。独立してその職権を行使。
- 主な仕事:
 - ①証券検査
 - ②証券市場の市場監視
(インサイダー取引、相場操縦、粉飾等の調査・摘発)
- 事務局(含財務局)の職員数は704人(H23年度末定員)。
※ 202人(1992年度)→251人(2000年度)→704人

国の行政機構における証券監視委



証券監視委の定員の推移

証券監視委の定員は、平成4年7月の設立時に202名（うち財務局等は118名）であったが、検査一元化、課徴金制度の導入等により、704名（うち財務局等は312名）に増員された。



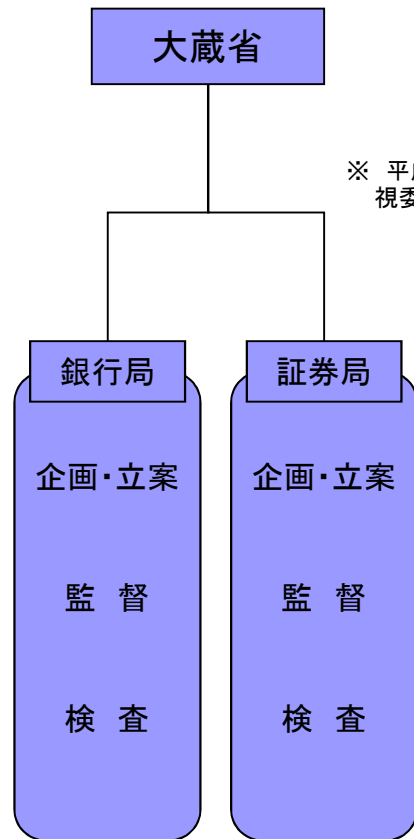


金融行政機構の改革



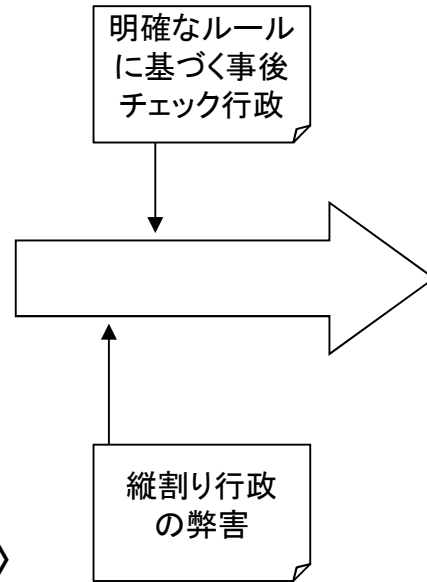
(旧)

(新)

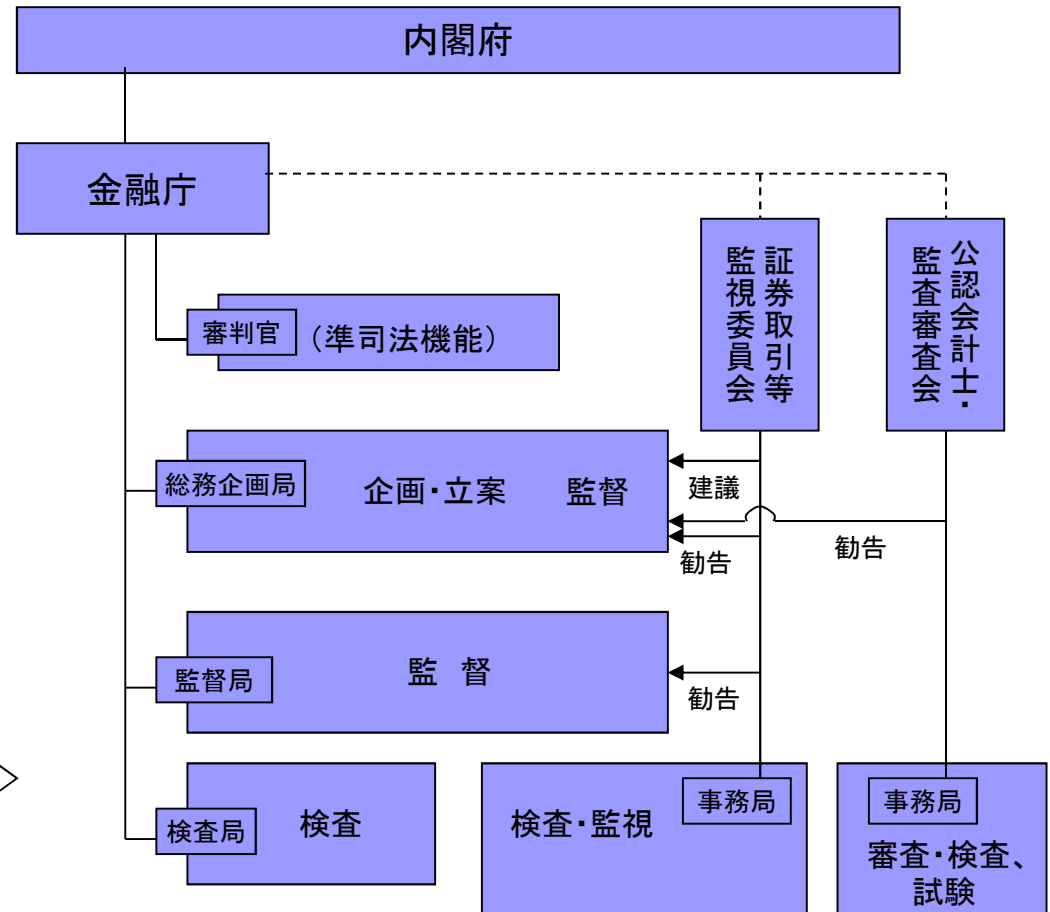


※ 平成4年の証券取引等監視委員会発足以前の姿

〈業態別縦割りの編成〉



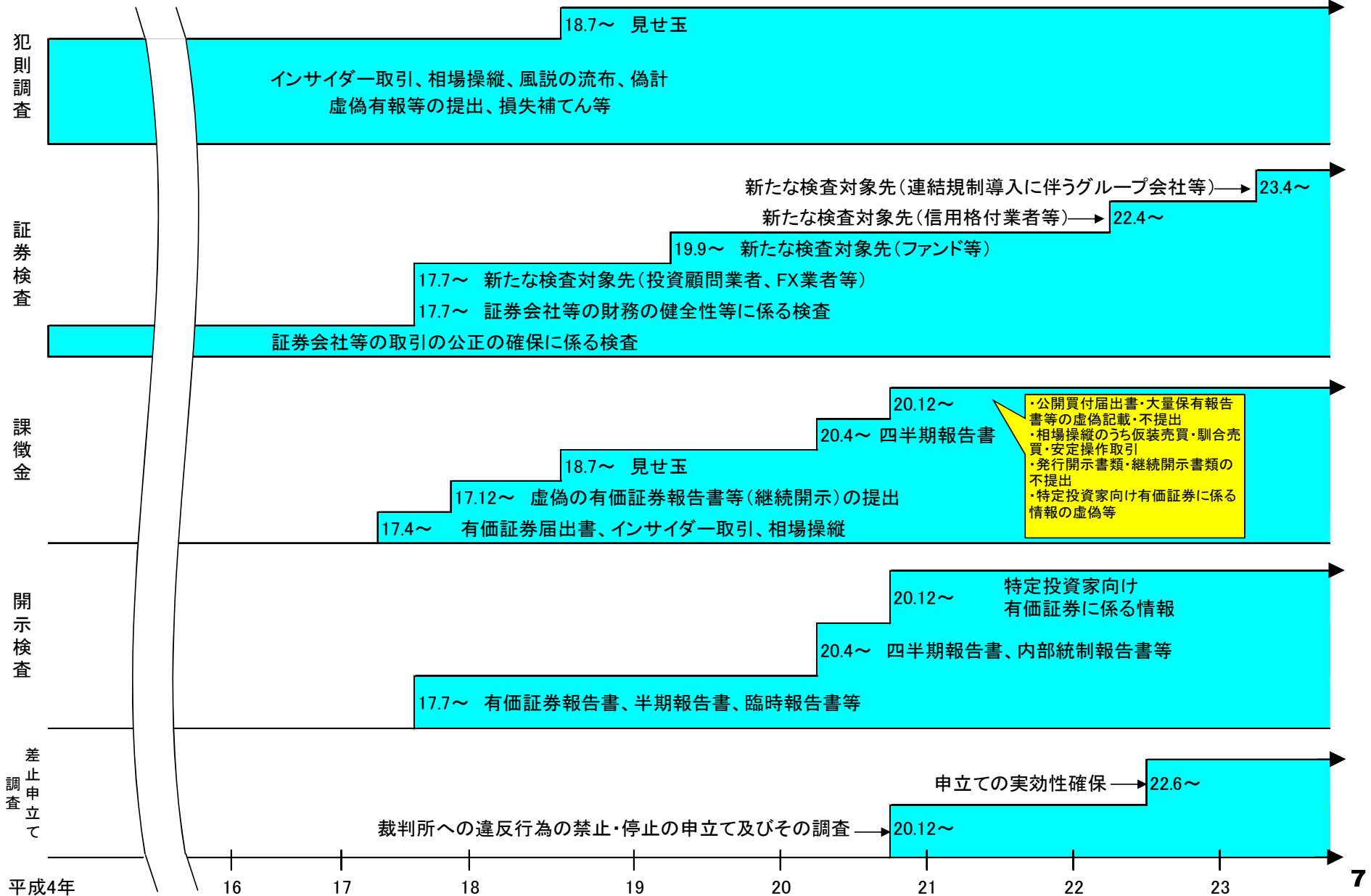
〈中央省庁等改革〉



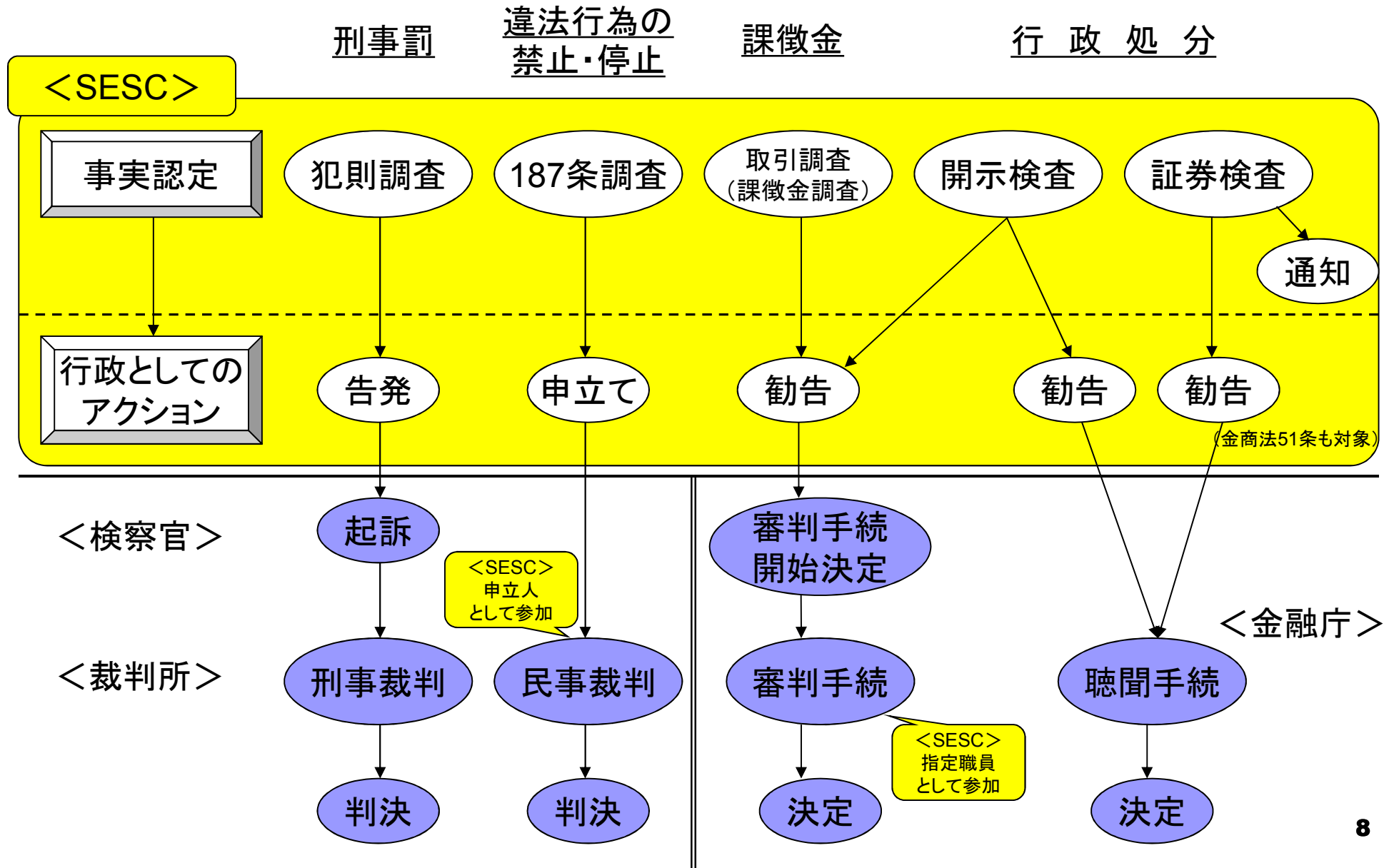
〈業態横断的な機能別の編成〉

〈独立した監視委員会と監査審査会の検査・監視等による市場監視体制の確立〉

証券監視委の市場監視活動の主な推移



市場監視活動における証券監視委の位置づけ



勧告・告発・申立ての実施状況

単位: 件数

区 分 \ 年 度	4~13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	合 計
犯則事件の告発 (件)	43 (4.3件/年)	10	10	11	11	13	10	13 (4)	17	8	15	157
勧 告 (件)	214	30	26	17	39	43	59	50 (19)	74	63	45	641
証券検査結果等に基づく勧告	214 (21.4件/年)	30	26	17	29	28	28	18 (4)	21	18	16	441
課徴金納付命令に関する勧告	—	—	—	—	9	14	31	32 (15)	53	45	29	198
訂正報告書等の提出命令に関する勧告	—	—	—	—	1	1	0	0 (0)	0	0	0	2
無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て(件)	—	—	—	—	—	—	—	0 (0)	0	2	3	5

(注)平成20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、

平成21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月。

なお平成20年度()内書きは「会計年度ベース」への移行のための平成21年度との重複期間(平成21年4月～6月)の件数である。

課徴金勧告・告発の状況

(件)

区分	年度	H17	H18	H19	H20	H21 (H21.4~ H22.3)	H22	H23
課徴金納付命令勧告		9	14	31	32 (15)	53	45	29
	開示書類の虚偽記載等事案	0	5	10	12 (5)	10	19	11
	相場操縦事案	0	0	0	2 (1)	5	6	3
	インサイダー取引事案	9	9	21	18 (9)	38	20	15
告 発		11	13	10	13 (4)	17	8	15
	開示書類の虚偽記載等事案	4	1	2	4 (2)	4	2	4
	風説の流布・偽計事案	1	0	2	2 (0)	3	1	4
	相場操縦事案	1	3	4	0 (0)	3	1	1
	インサイダー取引事案	5	9	2	7 (2)	7	4	6

(注1)20年度までは「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度からは「会計年度ベース」4月～翌年3月。

(注2)20年度()内は「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間(21年4月～6月)の件数。

証券取引等監視委員会 第7期活動方針(抄)

～公正な市場の確立に向けて～「市場の番人」としての今後の取組み～

H23年1月18日

1. 証券監視委の使命 … 市場の公正性・透明性の確保と投資者の保護を目指して市場を監視
2. 基本的な考え方
 - (1) 機動性・戦略性の高い市場監視の実現
 - (2) 市場規律の強化に向けた働きかけ
 - (3) 市場のグローバル化への対応
3. 重点施策
 - (1) 包括的かつ機動的な市場監視
 - (2) 不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応
 - (3) ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な検査・調査の実施
 - (4) 課徴金制度の一層の活用
 - (5) 検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施
 - (6) 自主規制機関などとの連携

証券取引等監視委員会 第7期活動方針

公正な市場の確立に向けて ～「市場の番人」としての今後の取組み～

23年1月18日

1. 証券監視委の使命

証券取引等監視委員会(証券監視委)は、引き続き、

- 市場の公正性・透明性の確保
- 投資者の保護

を目指して市場監視に取り組んでいきます。

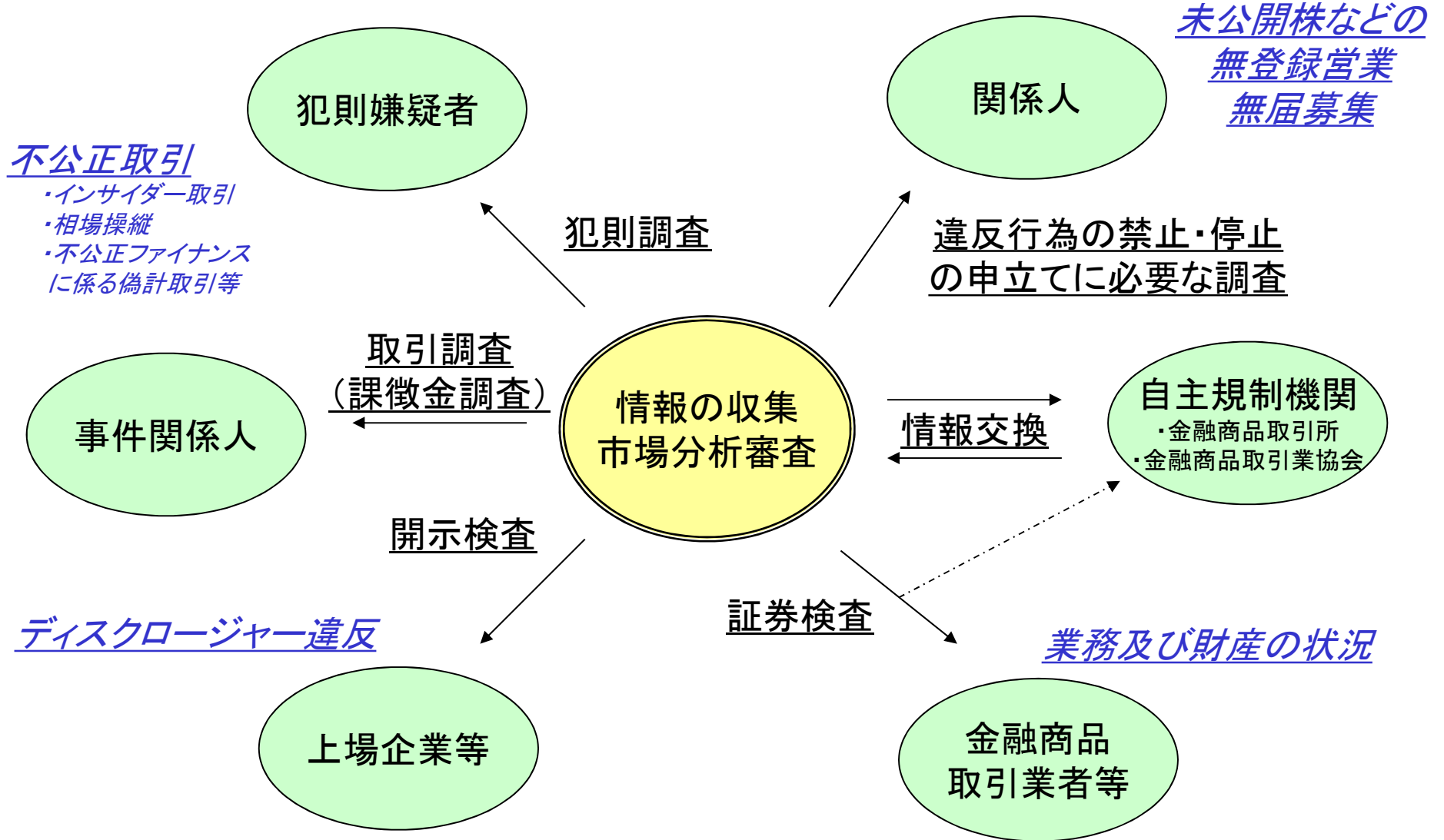
2. 基本的な考え方

国際的な金融危機の発生とこれを受けた国際的な規制枠組みの再構築が行われる中、これらを踏まえて金融商品取引法の累次の改正や金融商品・取引のイノベーションが進むなど、我が国市場を取り巻く状況はダイナミックに動いています。証券監視委は、こうした大きな変化に対応し、「**市場の公正を汚す者には恐れられ、一般投資家には心強い存在**」であるべく、3つの基本的な考え方に則ってその使命の達成に取り組んでいきます。

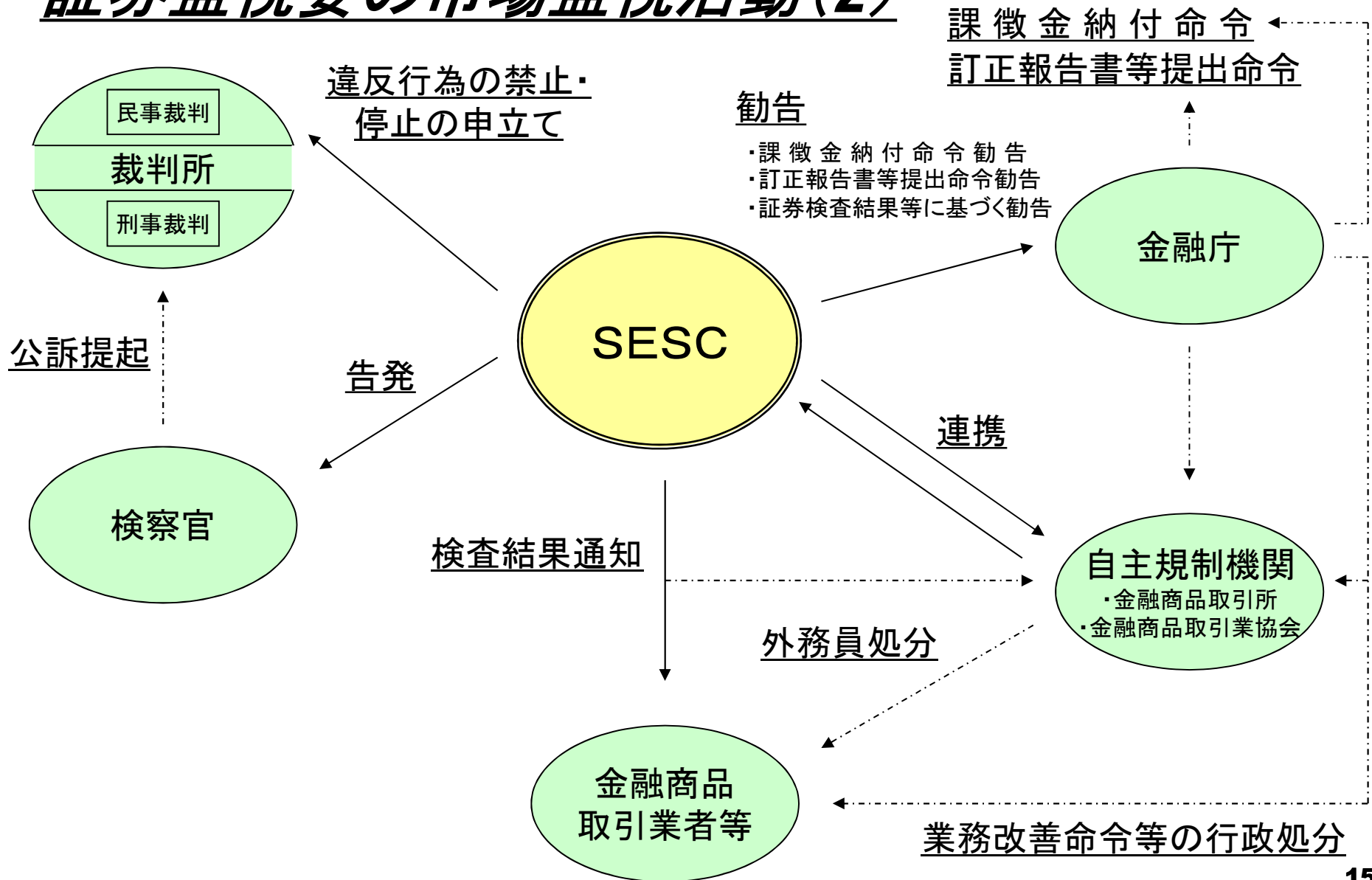
(1) 機動性・戦略性の高い市場監視の実現

- ▶ 証券監視委の持つ、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査、犯則調査といった手段を戦略的に活用し、迅速かつ効果的な市場監視を行います。
- ▶ その際、市場の動きや違反行為の動向、国際的な検査・監督などを踏まえてタイムリーかつ機敏に対応するとともに、顕在化しつつあるリスクに対しても将来に備えた機動的な対応を目指します。
- ▶ また、自主規制機関などとの連携を強め、全体としての市場監視の効果を上げていきます。

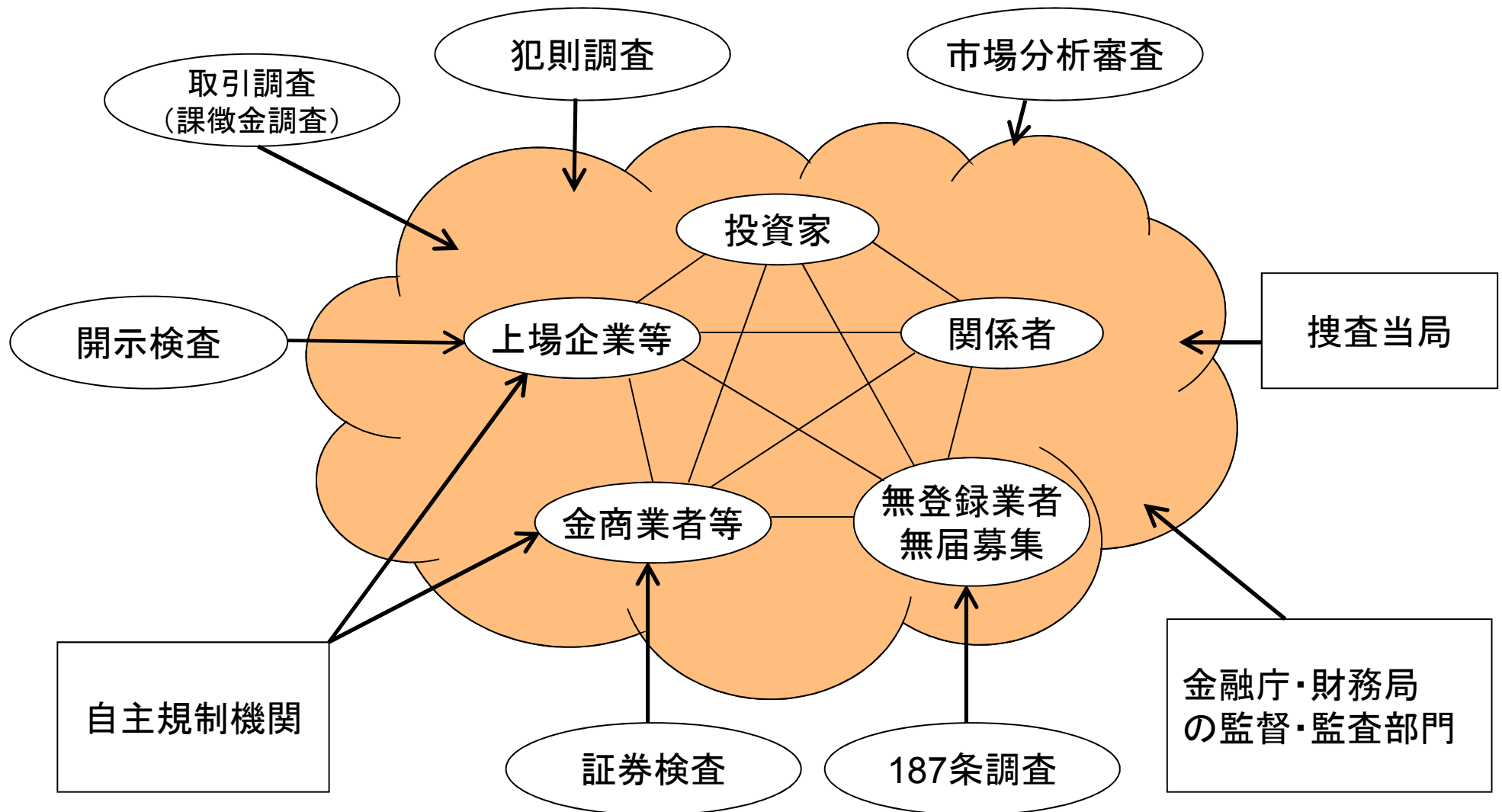
証券監視委の市場監視活動(1)



証券監視委の市場監視活動(2)



市場監視活動における連関・連携

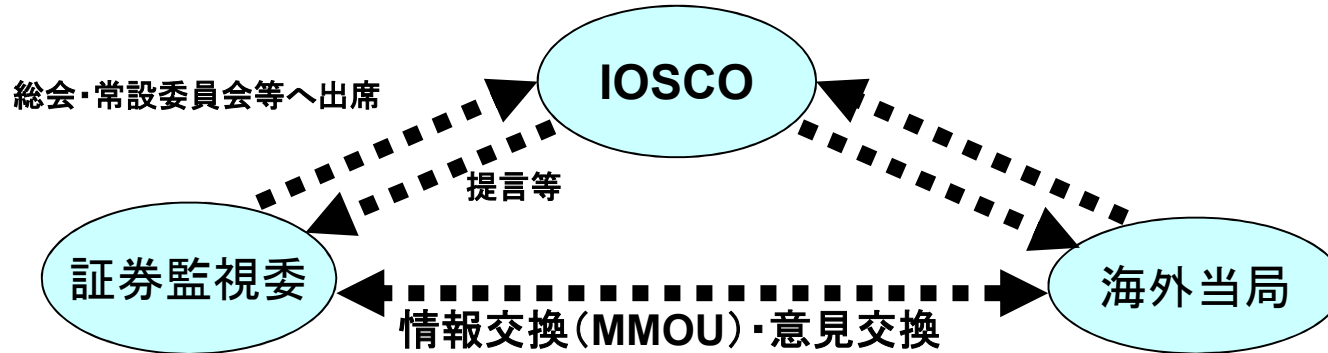


(2) 市場規律の強化に向けた働きかけ

- ▶ 市場監視から得られた問題意識を、建議などを通じて、金融庁をはじめとする関係機関によるルール整備、制度づくりに反映させていきます。
- ▶ 各市場参加者による自主的な取組みを通じた市場規律機能が強化されるよう、自主規制機関等を通じて各市場参加者に積極的に働きかけていきます。
- ▶ そのため、市場参加者との対話、市場への情報発信も強化していきます。

(3) 市場のグローバル化への対応

- ▶クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化していることを踏まえ、海外当局等と密接に連携しながら、グローバルな市場監視



- ▶グローバルに活動する大規模な証券会社等に対しては、国際的な検査・監督の枠組みを積極的に活用した検査対応



- ▶人材育成や体制整備の推進





IOSCO多国間MOU署名国一覧 (2012年4月現在)

署名国・地域(82当局)

※左から右に、署名年月日順に記載

欧州 (38)	ギリシャ	ポルトガル	フランス	ジャージー	英国
	スペイン	ハンガリー	リトアニア	イタリア	ポーランド
	ドイツ	スロバキア	ベルギー	マン島	マルタ
	デンマーク	ノルウェー	チェコ	ルクセンブルグ	フィンランド
	オランダ	ルーマニア	ガーンジー	モンテネグロ	アルバニア
	クロアチア	スロベニア	キプロス	スルプスカ	オーストリア
	ブルガリア	セルビア	スイス	アイスランド	マケドニア
	エストニア	リヒテンシュタイン	スウェーデン		
北米・中南米 (13)	オンタリオ州 (カナダ)	米国 SEC	ケベック州 (カナダ)	米国 CFTC	メキシコ
	アルバータ州 (カナダ)	ブリティッシュ コロンビア州 (カナダ)	英領バージン 諸島	バミューダ	ケイマン諸島
	ブラジル	ウルグアイ	コロンビア		
アジア (14)	香港	インド	スリランカ	シンガポール	マレーシア
	中国	金融庁(日本)	タイ	モルディブ	韓国
	パキスタン	台湾	経産省(日本)	農水省(日本)	
大洋州(2)	オーストラリア	ニュージーランド			
中東 (8)	トルコ	イスラエル	ドバイ	バーレーン	ヨルダン
	サウジアラビア	シリア	オマーン		
アフリカ (7)	南アフリカ	ナイジェリア	モロッコ	ケニア	西アフリカ 経済通貨連合
	チュニジア	タンザニア			

重点施策(1) 包括的かつ機動的な市場監視

- ▶ 市場監視の空白を作らないよう、発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、クロスボーダー取引への監視を強化していきます。
- ▶ 見かけ上は法令違反といえないような取引等についても幅広く注意を払っていきます。
- ▶ 幅広い情報収集と、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、機動的な市場監視に役立てていきます。
- ▶ クロスボーダー取引による違反行為に対しては、証券当局間の情報交換枠組み等を通じ、海外当局からの情報提供による摘発や、海外当局への調査依頼等により適切な対応を行います。

クロスボーダー取引に係る海外当局との連携事例

1. 海外当局による摘発事例

被処分者（処分）	摘発した海外当局	銘柄名	違反行為	海外当局による処分発表日
シンガポール政府投資公社の従業員（制裁金）	シンガポール通貨監督庁（MAS）	㈱三井住友フィナンシャルグループ	内部者取引	H16.10.21
英国ヘッジファンドのGLG Partners LP及びその元役員（制裁金）	英国金融サービス機構（FSA）	㈱三井住友フィナンシャルグループ	内部者取引	H18.8.1
クレディ・スイス（香港）リミテッドのトレーダー（懲戒処分）	香港証券先物委員会（SFC）	住友軽金属工業㈱	内部者取引	H18.12.13
香港の投資運用会社のオアシスマネジメントLLC及びその最高運用責任者（戒告処分、制裁金）	香港証券先物委員会（SFC）	㈱日本航空	相場操縦、不正行為	H23.9.15

2. 証券監視委による摘発事例

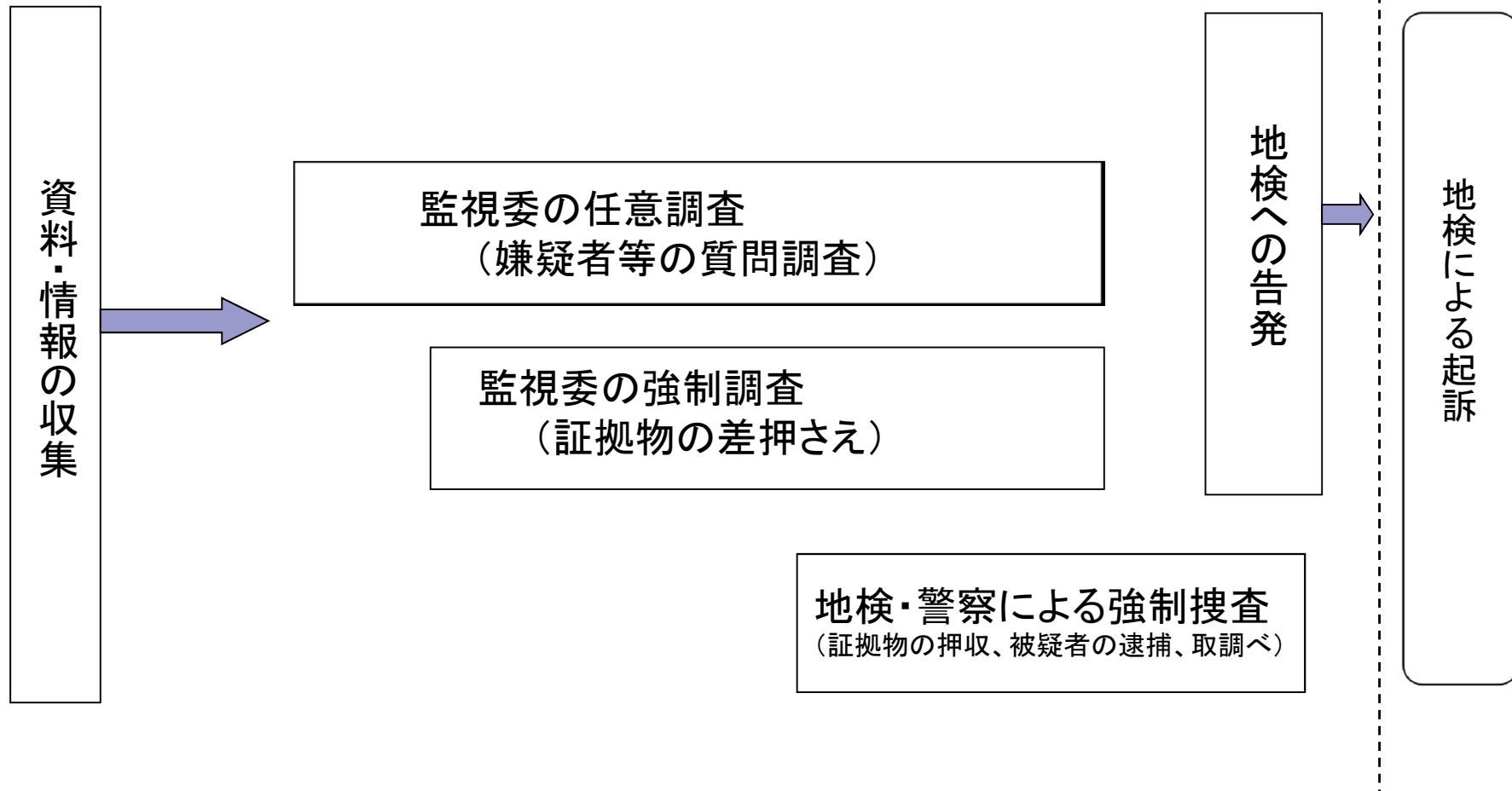
嫌疑者	連携した海外当局	銘柄名	違反行為	告発日
当該会社取締役会長	シンガポール通貨監督庁（MAS）	ジェイ・ブリッジ㈱	内部者取引	H21.4.27 （東京地裁判決はH21.12.10）

重点施策(2)

不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応

- ▶ インサイダー取引、相場操縦、不公正ファイナンスに係る偽計取引や虚偽記載などの違反行為に対して引き続き厳正に対応していきます。
- ▶ 不公正取引規制に係る制度のあり方に関し、調査結果を踏まえ積極的に必要な貢献を行っていきます。

犯則調査の流れ



「不公正ファイナンス」とは

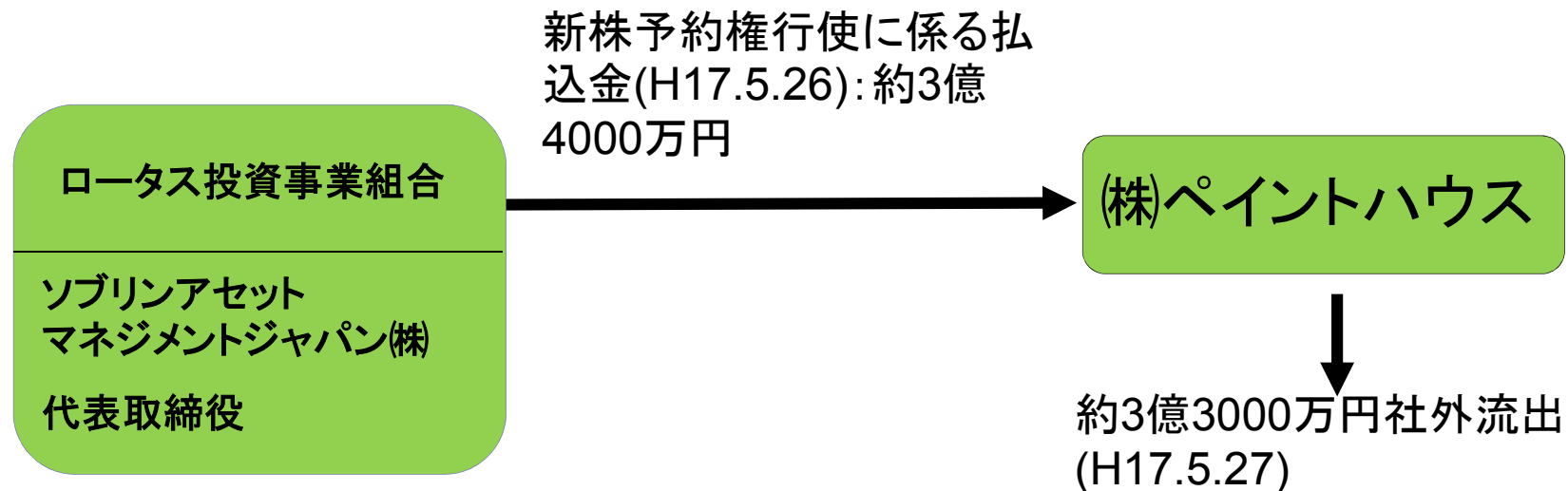
- 従来型の金融商品取引法上の不公正取引：
インサイダー、株価操縦、風説の流布等いずれも“流通市場”での犯罪
- しかし、単なる“流通市場”での問題にとどまらない不公正取引の増大
 - 株式の発行過程での不適切な行為（見せ金増資、不動産を過大評価した現物出資等）と絡めた“流通市場”での不公正取引
- 証券の発行過程及び流通市場における複数の不適切な行為を要素として構成される不公正取引

不公正ファイナンスを偽計罪(金商法158条)で告発した事例

銘柄 (告発年月)	概要	判決	会社
ペイントハウス (21年7月)	経営不振に陥ったペイントハウスから、経営再建に係る支援の依頼を受けた投資顧問等を営む犯則嫌疑者が、同社に対し、自ら支配する投資ファンドを引受先として第三者割当増資をさせた上で、同社に払い込まれた株式払込金を直ちに社外流出させる一方、同投資ファンドが取得した同社株券を市場で売却して利益を得た事件。	22.2.18(東京地裁) 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金400万円 追徴金約3億147万円 22.11.30(東京高裁): 控訴棄却 23.3.23(最高裁): 上告棄却	18年7月 上場廃止 その後、(株)ティエムシーに商号変更 22年4月 破産開始決定
ユニオンホールディングス (21年12月)	ユニオンホールディングスの代表取締役であった犯則嫌疑者らが共謀の上、実体のない法人を設立し、これを割当先とする第三者割当増資及び第三者割当による新株予約権の発行を行う旨を公表の上、実際には本件増資の相当部分は見せ金による水増し増資であるのに、予定通り資本増強が行われた旨、虚偽の公表を行い、株価を上昇維持させた上で、本件増資に係る新株等を売却した事件。	22.8.18(大阪地裁) 当該会社代表取締役: 懲役3年(執行猶予5年) 罰金300万円 追徴金約2億5529万円 当該会社: 罰金3000万円	22年2月 上場廃止
トランスデジタル (22年3月)	トランスデジタルが資金繰りに行き詰まって経営破たん陥る直前に第三者割当により発行した新株予約権の行使に係る増資について、入金した払込金を直に出金の上、再度別途の払込金として入金するということを繰り返して行った架空増資を利用した事件。	22.11.24(東京地裁) 元当該会社顧問: 懲役3年(執行猶予4年) 同代表取締役: 懲役2年6月 (執行猶予4年)	20年9月 上場廃止
NESTAGE (23年8月)	NESTAGEの役員や増資引受先の役員等の犯則嫌疑者7名が、現物出資を含む第三者割当増資を行うに際し、債務超過を解消するとともに、嫌疑法人の株価をつり上げることを企て、現物出資財産(不動産)の価値を過大評価した上、虚偽の内容を含む公表を行い、偽計を用いた事件。	23.10.11(大阪地裁) 会社役員: 懲役1年6月(執行猶予3年) 会社員: 懲役1年6月(執行猶予3年) ※以下、公判係属中(大阪地裁) 当該会社、同代表取締役会長、同取締役、同執行役員(1名)	22年8月 上場廃止 23年4月 (株)ゲオが 100%子会社化
井上工業 (23年12月)	東証2部に上場していた井上工業株式会社の役員、増資引受先の組合員等の犯則嫌疑者4名が、同社が第三者割当増資を行うに際し、株価を維持上昇させる目的で、同社名義の預金口座から出金した金銭を、他の名義の預金口座を経由させて増資引き受先の投資事業組合の預金口座に入金し、同組合名義で別の同社名義の預金口座に入金させることで、新株式発行増資のほとんどの払い込みを仮装し、虚偽の内容を含む公表を行い、偽計を用いた事件。	24.2.14(東京地裁) 会社員: 懲役2年6月(執行猶予3年) 24.3.7(東京地裁) 当該会社社員B: 懲役1年6月(執行猶予3年) 24.3.12(東京地裁) 当該会社社員A: 懲役2年(執行猶予3年) 証券ブローカー: 懲役2年6月(執行猶予4年)	20年10月 上場廃止 現在、破産手続中

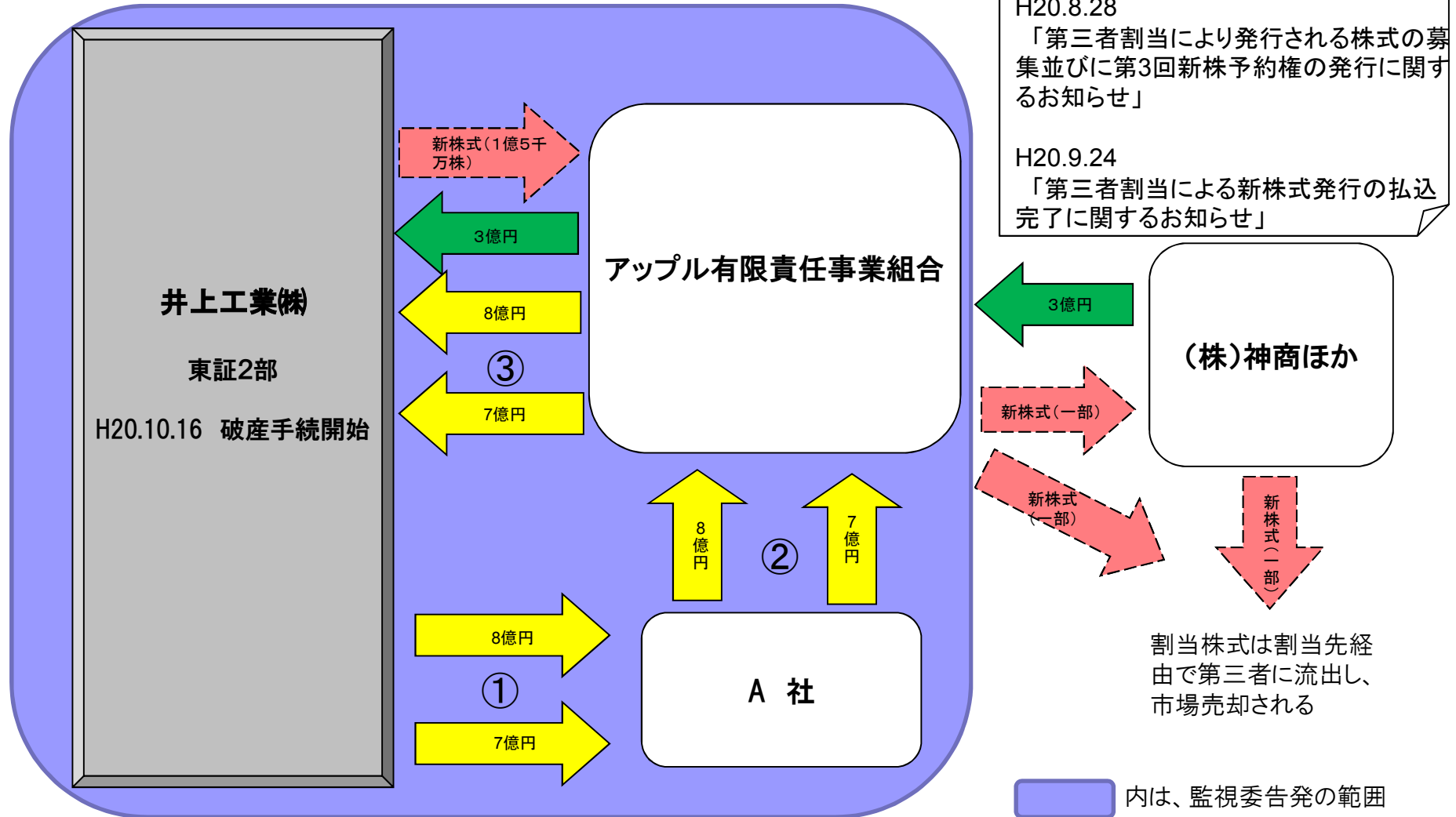
ペイントハウス事件参考概念図

■ 平成21年7月14日告発

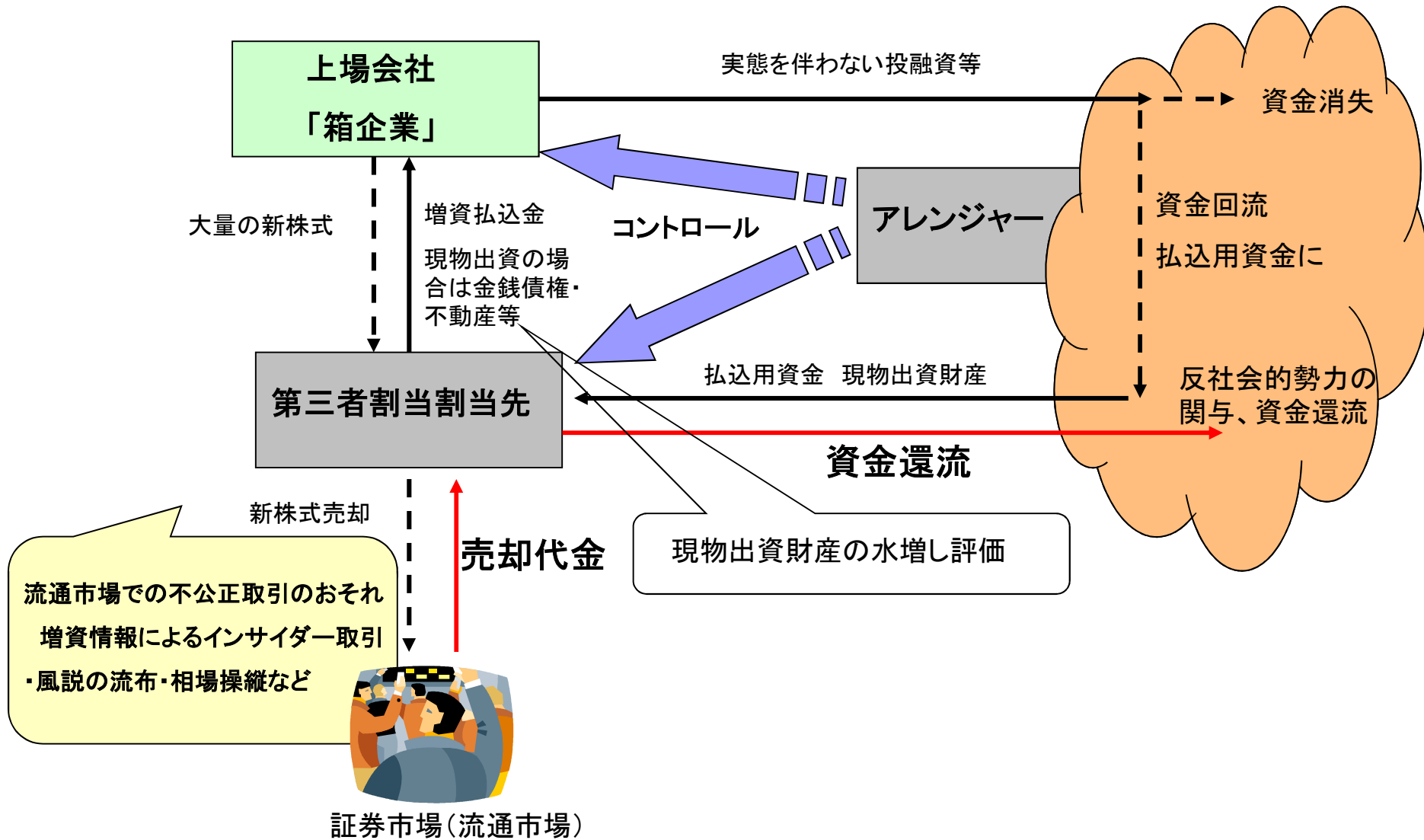


- ① H17.5.26 TDnet適時開示: 「新株予約権行使により増資がなされた」
- ② H17.5.31 TDnet適時開示: 「26日の新株予約権行使により資本増強が行われている」

井上工業事件参考概念図



不公正ファイナンスのイメージ図(第三者割当増資を例に)



- 金商法158条(偽計罪)違反などを問うもの
- 効果大。今後も手を緩めず。

- ただし、不特定多数の株主・投資家が蒙った損害を、事後監視の方法によって回復することは困難

- 未然防止にも力を入れる必要
 - 多くの関係者を巻き込んだ議論、認識合わせが必要
 - 「不公正ファイナンス」という概念を採用

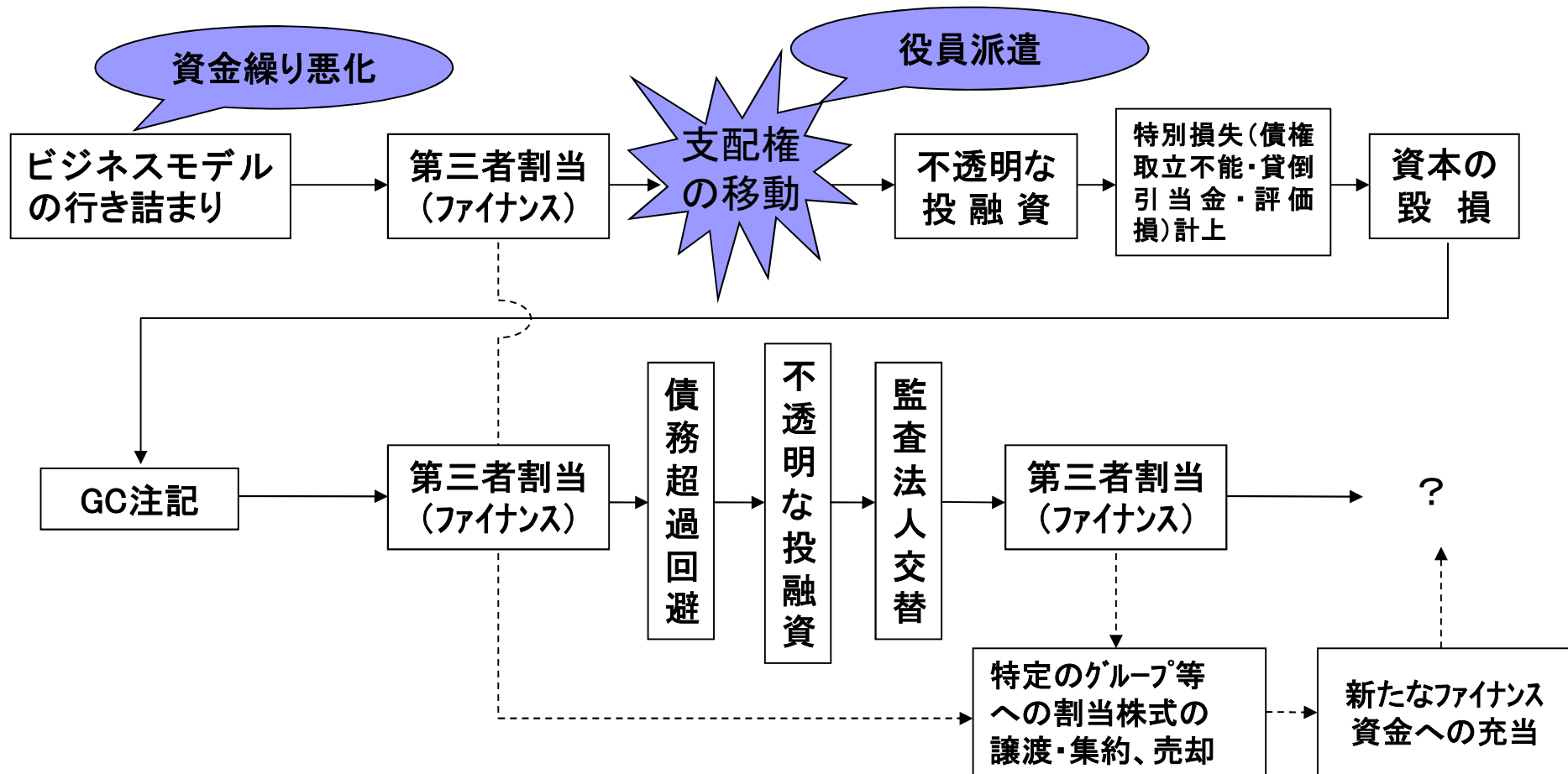
不公正ファイナンスに利用される「箱企業」

- 経営不振、資金繰り困難（銀行の融資困難）
- 上場廃止基準（債務超過、時価総額基準等）への抵触
- 第三者割当増資等ファイナンスの繰返し
- 正体不明の者への割当て
- 支配権の移動
- 不透明な投融資
調達した資金は社外へ流出（投融資実施後焦げ付き、特別損失計上）



市場から資金を吸い上げるためだけの「箱企業」化

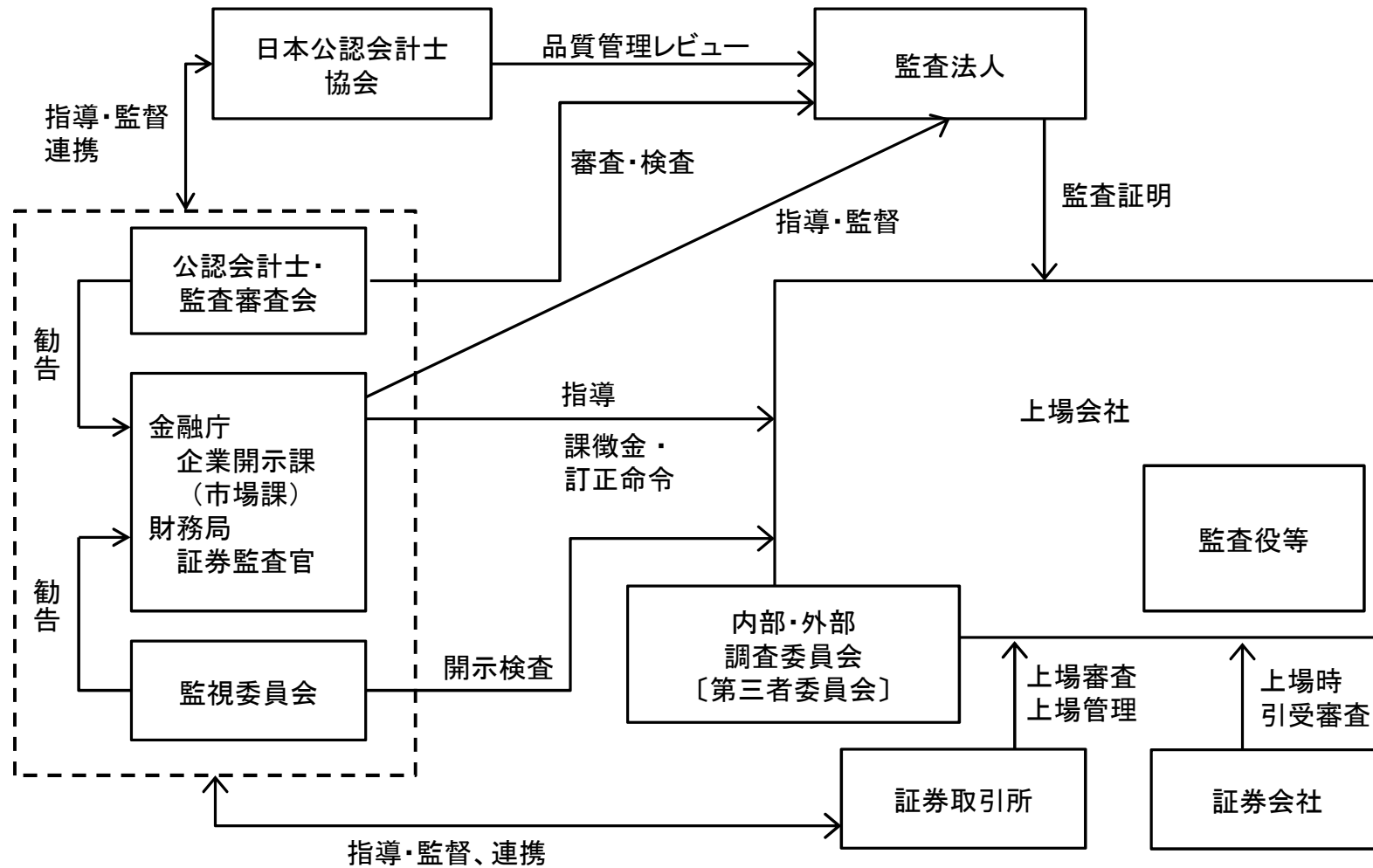
上場企業の「箱企業」化への道



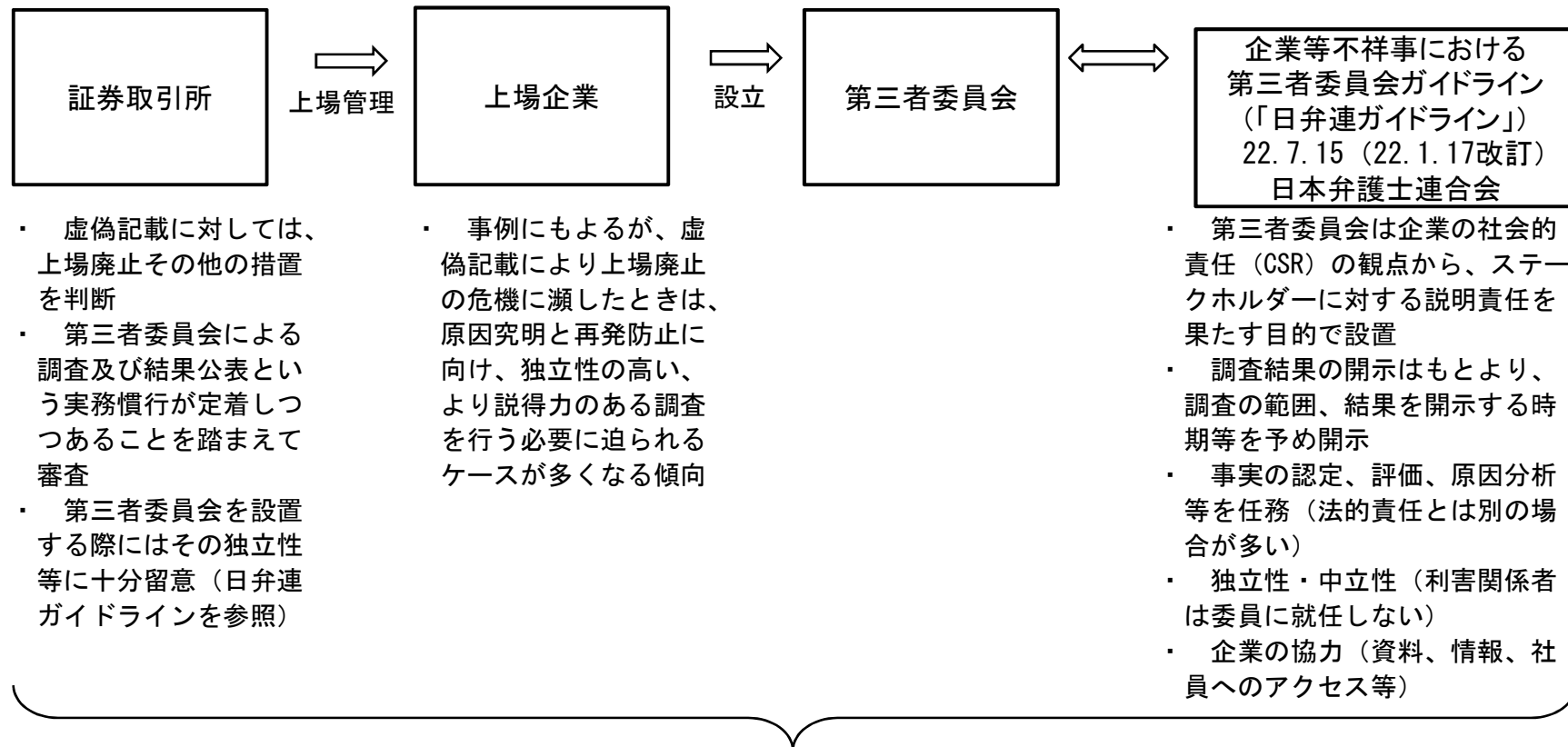
重点施策(3) ディスクロージャー違反に対する 迅速・効率的な検査・調査の実施

- ▶ 正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されるよう、迅速・効率的な開示検査・調査の実施に努めていきます。
- ▶ 上場企業等が虚偽記載等を行った場合には、当該企業が自律的かつ迅速に正しい財務情報を市場に提供できるよう、企業自身の取組みを促すとともに、関係者への働きかけを強化していきます。
- ▶ 株式や社債等の無届募集については、金融庁や財務局との連携を強化しつつ、裁判所への緊急差止命令の申立て(金商法第192条)の活用も含め、適切に対応していきます。

適正なディスクロージャーを確保するための枠組み



適正なディスクロージャーを確保するための枠組み(続) (虚偽記載が発覚した際の関係者の対応)



証券取引等監視委員会の対応（23. 1. 18 活動方針等）

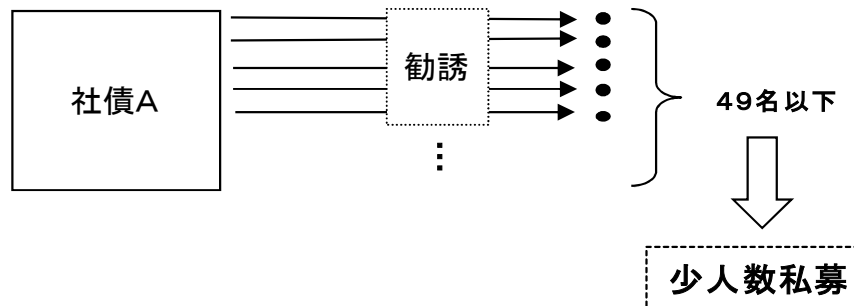
企業等が虚偽記載等を行った場合に設置する第三者委員会が担う役割の重要性を踏まえ、当該企業が自立的かつ迅速に財務情報を市場に提供できるよう企業自身の適切な取組みを促すとともに、関係者への働きかけを強化していきます

株式や社債等の無届募集への対応

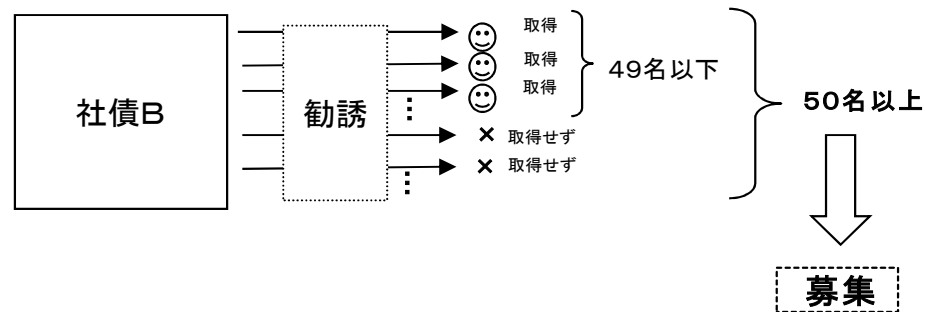
対応	事件概要
告発	<p>(株)丸美に係る無届社債券募集事件 犯則嫌疑者は、多数の一般投資家に社債券を募集して資金を調達しようとして企て、有価証券届出書を提出せずに約1万5000名に対して社債券取得申込を勧誘し、募集した。(平成23年2月9日 犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者を告発。平成24年5月現在、公判係属中)</p>
課徴金①	<p>ワールド・リソースコミュニケーション(株)(旧アフリカントラスト(株)及びアフリカパートナー(株))は、有価証券届出書を提出せずに多数の投資家に対して社債券取得申込を勧誘し、募集を行い、延べ46百名以上の投資家に総額約86億円の社債券を取得させた。(平成23年4月15日 勧告、同年9月22日 課徴金1億9,441万円決定)</p>
課徴金②	<p>東亜エナジー(株)は、有価証券届出書を提出せずに多数の投資家に対して社債券取得申込を勧誘し、募集を行い、延べ14百名以上の投資家に総額約27億円の社債券を取得させた。(平成23年6月28日 勧告、同年8月24日 課徴金6,092万円決定)</p>
裁判所への禁止命令等の申立て	<p>無届募集(株式等)の禁止等 (株)生物化学研究所は、(株)大経と連携して、有価証券届出書を提出せずに多数の投資家に対して自社の株式及び新株予約権の取得申込を勧誘し、募集した。(平成22年11月26日 申立て、平成22年12月 裁判所の命令が発令)</p>

【参考】 少人数私募の考え方

- 社債券について49名以下に勧誘

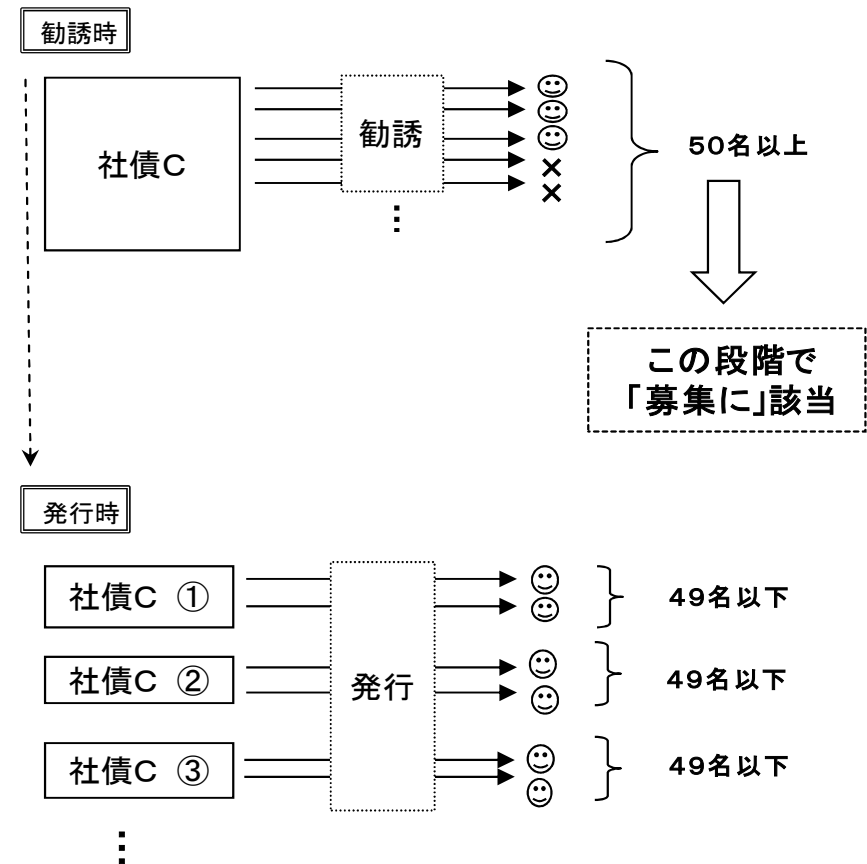


- 社債券について50名以上に勧誘
49名以下が取得



【問題事例】

- おおまかな利率を示して50名以上に勧誘
回数ごとに利率をわずかに変え、各回49名以下が取得



重点施策(4) 課徴金制度の一層の活用

- ▶ 課徴金制度の特性を活かし、不公正取引や虚偽記載等の調査を迅速・効率的に実施していきます。
- ▶ 過去の課徴金事例等について積極的な情報発信を行うことなどを通じ、市場関係者の違反行為を未然に防止するための取組みを進めてまいります。

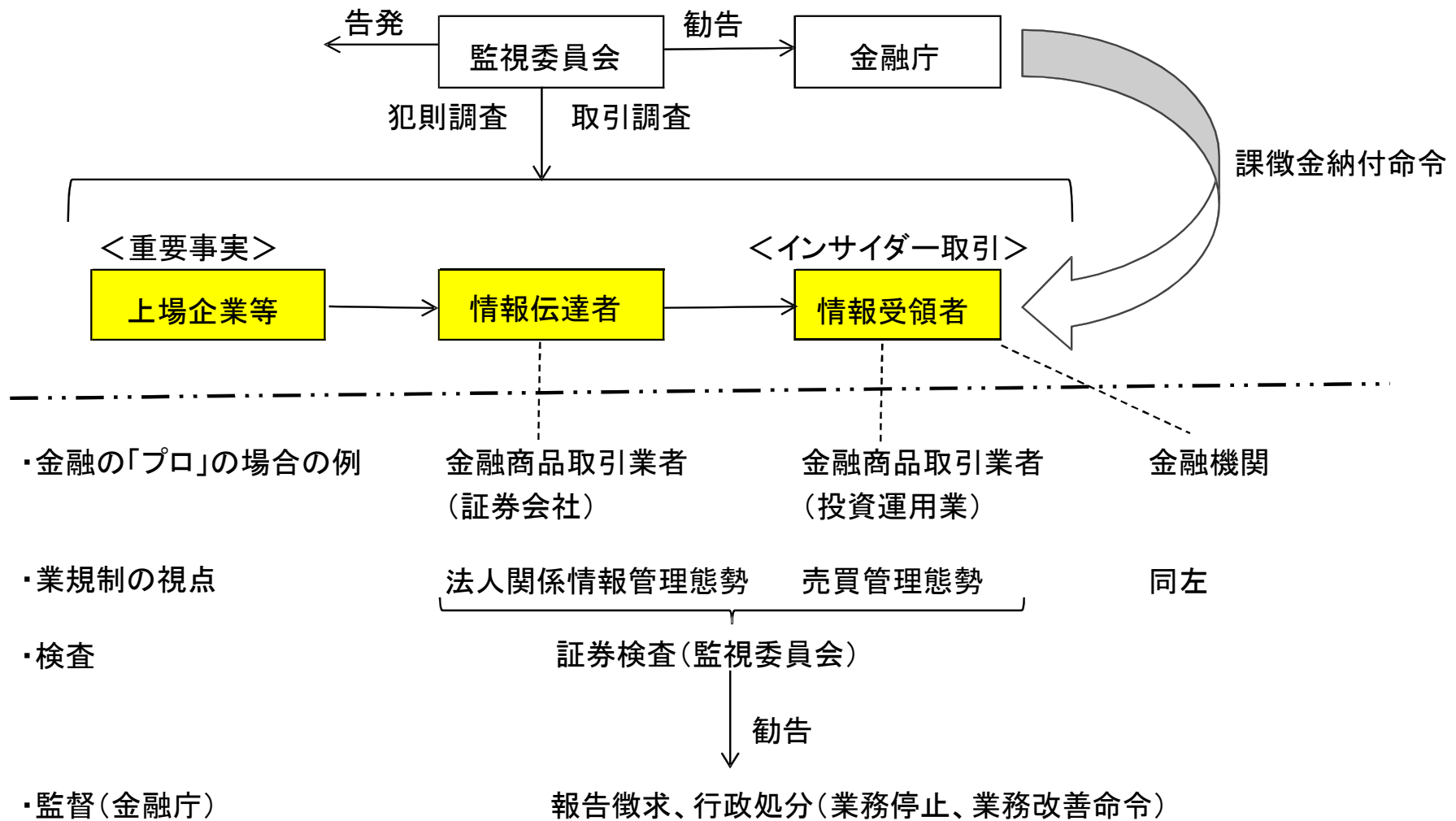
課徴金勧告件数及び課徴金額

年度	勧告件数(件)・課徴金額(円)							
	合計		不公正取引				開示書類の 虚偽記載等	
			内部者取引		相場操縦			
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
H17	4	1,660,000	4	1,660,000	-	-	-	-
H18	14	682,480,000	11	49,150,000	-	-	3	633,330,000
H19	24	106,449,997	16	39,600,000	-	-	8	66,849,997
H20	29	1,980,519,997	17	59,160,000	1	7,450,000	11	1,913,909,997
H21	53	766,959,998	38	49,220,000	5	6,260,000	10	711,479,998
H22	45	1,943,759,994	20	42,680,000	6	21,260,000	19	1,879,819,994
H23	29	600,940,000	15	26,300,000	3	5,390,000	11	569,250,000
合計	198	6,082,769,986	121	267,770,000	15	40,360,000	62	5,774,639,986

(注) 1. 年度は、当年4月から翌年3月まで。

2. 「開示書類の虚偽記載等」には、公開買付開始公告の実施義務違反に関する事例1件を含む。

金融の「プロ」によるインサイダー取引への行政対応の選択肢



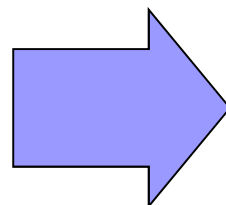
重点施策(5) 検査対象先の特性に応じた 効率的かつ実効性ある証券検査の実施

- ▶ 検査対象先の拡大などを踏まえた効率的で実効性ある検査を実施する観点から、検査対象先の特性に応じた検査手法やノウハウの確立に取り組むなど、メリハリの利いた証券検査を実施していきます。
- ▶ グローバルに活動する大手証券会社・外資系証券会社に対しては、引き続きフォワード・ルッキングな観点から、内部管理態勢やリスク管理態勢の適切性を検証し、また、連結財務規制等の導入に対応した適切な検査を実施していきます。
- ▶ 悪質なファンド販売業者、投資助言・代理業者などに対しては、引き続き、投資者保護の観点から、業務運営の適切性や法令違反行為の有無の検証に取り組むなど、適切に対応してまいります。
- ▶ 無登録業者による未公開株などの販売に対しては、金融庁・財務局や捜査当局等との連携を強化し、裁判所への緊急差止命令の申立て(金商法第192条)の活用を通じた適切な対応を図っていきます。

証券検査における対象業者数

証券監視委
発足当時

- 国内証券会社
216 (4年12月)
- 外国証券会社
49 (4年6月)
- 金融先物取引業者
216 (5年5月)
- 証券業務(窓販)の認可を
受けた金融機関
619 (5年7月)



平成24年3月

- 第一種金融商品取引業者 315
- 登録金融機関 1,135
- 投資運用業者 321
- 投資法人 48
- 投資助言・代理業者 1,108
- 第二種金融商品取引業者 1,294
- 金融商品仲介業者 705
- 適格機関投資家等
特例業務届出者 3,218

(無登録業者)

集中的な証券検査と建議

対象先・検査期間等	集中的な検査で認められた主な問題点	検査結果に基づいた建議の概要	建議に基づいた制度改正等の概要
FX取引業者 (平成19年11月～平成20年6月末) ● 検査実施 73 先 ● 法令違反等 39 先 ● うち勧告 7 先	① 顧客から預託を受けた保証金等に係る区分管理が不適切な状況 ② 自己資本規制比率の算出に係る検証態勢が構築されておらず社内監査が機能していない状況 ③ ロスカットルールの不設定により一部顧客の損失が拡大している状況 ④ システムリスク管理が極めて杜撰な状況	▶ 区分管理方法の見直しについて ▶ ロスカットルールの制定について ▶ 適切な保証金の預託について ▶ 登録申請時の徴求書類等の見直しについて	内閣府令の改正 府令に以下の事項を追加。 ① 区分管理方法を金銭信託に一本化 ② ロスカットルールの整備・遵守を義務付け ③ 想定元本4%以上の証拠金預託なく取引を行うことを禁止 監督指針の改正 第一種金商業者の登録申請時に、登録拒否要件に該当しないことを疎明する資料の提出を求める旨明確化。
ファンド販売業者 (平成21年6月～平成22年9月末) ● 検査実施 35 先 ● 法令違反等 25 先 ● うち勧告 15 先	① ファンド出資金に係る分別管理が不適切な状況(出資金の流用、用途不明等) ② 顧客への虚偽説明、告知や誤解を生ぜしめる表示等 ③ 無登録業者に対する名義貸し等 ④ ファンド販売業者自らによる登録業務の逸脱等 ⑤ 自己の利益を図るためファンド出資者の利益を害する運用を行う行為	▶ 事業型ファンド販売の契約締結前交付書面における分別管理に関する記載事項の拡充について	内閣府令の改正 事業型ファンドの出資持分の販売に関する契約締結前交付書面の記載事項に以下を追加。 ① ファンド毎の出資金の具体的な預託先、口座名義及び口座番号等 ② 分別管理の実施状況及びその確認を行った方法
投資助言・代理業者 (平成21年3月～平成23年1月末) ● 検査実施 74 先 ● 法令違反等 47 先 ● うち勧告 11 先	① 投資助言・代理業を逸脱する行為等 i. 投資助言・代理業者自らが無登録業務を実施 ii. 無登録業者に対する名義貸し等 ② 投資助言・代理業上の不適切な行為 i. 顧客に対する情報提供が不適切な状況 ii. 基本的な帳簿書類の作成・管理が不適切な状況	▶ 投資助言・代理業の登録拒否事由への人的構成要件の追加について	金商法の改正 投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加(平成24年4月1日施行)。

平成24年度証券検査基本方針(1)

基本的考え方

(1) 証券検査の役割

- ・市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護

(2) 検査対象者の多様化・増加

- ・対象業者数約8,000社、商品・取引の多様化・複雑化
無登録業者も対象

(3) 検証分野の拡張等

- ・大規模かつ複雑な業務を行う証券会社グループ全体の財務の健全性、内部管理態勢及びリスク管理態勢の適切性の検証
- ・取引のインフラをなすITシステムの信頼性の確保等のためシステムリスク管理態勢の適切性の検証
- ・昨年度の検査で、企業年金の資金運用を受託し、投資一任業を行っていた投資運用業者が、長年にわたって虚偽報告により巨額の損失を隠蔽しながら営業を続けてきた問題が判明

平成24年度証券検査基本方針(2)

(4) 検査対象先の特性に応じた効率的・効果的で実効性ある証券検査の実施

- ・検査体制は、充実・強化が図られてきたが、厳しい行財政事情の限界があり、検査実施のカバレッジは低水準
- ・これまでは、個人投資家の保護に重点を置き、検査の優先度を判断

(参考)これまで、Jリート業者、FX業者、ファンド販売業者、投資助言・代理業者について、集中的な検査を実施

- ・個別業者の検査実施の優先度の判断に際しては、業態、規模その他の特性、様々な情報を収集・分析し、市場における位置付けや問題点等を総合的に勘案し、リスクベースで選定
- ・今後は、多様な業態、顧客(個人投資家、企業年金等)の特性及び複雑・多様化している金融商品・取引に対するリスク感応度を高め、情報の収集・分析能力を強化し、検査実施の優先度を判断

平成24年度証券検査基本方針(3)

検査実施方針

(1) 検査対象先の特性に応じた重点検証事項

① 業態その他の特性に着目した検証

イ. 金融商品取引業者等の市場仲介機能に係る検証

- ・ゲートキーパーとしての機能の発揮状況
- ・反社会的勢力との取引の未然防止態勢
- ・本人確認及び疑わしい取引の的確な履行のための態勢
- ・引受業務に係る引受審査等の業務の適切性
- ・証券化商品等のリスク管理態勢及び販売管理態勢

ロ. 法人関係情報の管理等に係る検証

- ・公募増資等の法人関係の登録・情報隔壁の状況
- ・内部者及び役職員による売買の審査状況
- ・営業部署における情報の不適切な利用の防止の状況

平成24年度証券検査基本方針(4)

ハ. 公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の検証

- ・自己・委託注文による公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の有無、その防止策の観点から売買審査態勢
- ・空売り規制(明示確認、価格規制、ネイキッド・ショート・セリングの禁止、書面交付義務等)に係る管理態勢

ニ. 投資勧誘の状況に係る検証

- ・投資信託の販売に際しての、商品特性・リスク特性、損益、分配金、手数料等についての説明状況
- ・店頭デリバティブ取引や仕組債等の販売に際しての、想定最大損失や解約清算金等を含めた重要なリスク等の投資判断に影響の及ぼす重要な事項についての説明の状況

平成24年度証券検査基本方針(5)

ホ. 投資運用業者等の業務の適切性及び法令等遵守に係る検証

- ・忠実義務、善管注意義務等の法令等遵守状況、利益相反管理態勢、デューディリジェンス機能の実効性
- ・投資運用業者については、これまで個人投資家保護の観点から、投資信託委託業や投資法人資産運用業を優先して検査をしてきたが、投資一任業者についてその業態や顧客の特性等に鑑み、業務の実態や法令等遵守状況を検証するため、集中的な検査を実施
- ・外部から重要性・有用性の高い情報を収集する「年金運用ホットライン」を開設し、年金運用に関する情報の収集・分析体制を強化

へ. 信用格付業者の業務管理態勢の検証

- ・利益相反防止や格付けプロセスの公正性確保の観点から業務管理態勢の整備状況

平成24年度証券検査基本方針(6)

ト. ファンド業者の法令等遵守状況の検証

- 業務運営の適切性や分別管理の状況を含む法令等遵守状況
- 適格機関投資家等特例業務届出者については、証券検査及び裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査の権限を活用

チ. 投資助言・代理業者の法令等遵守状況の検証

- 役職員の基本的な法令の知識や法令等遵守意識を含む法令等遵守状況

リ. 自主規制機関の機能発揮のための検証

- 自主規制業務の実効性、機能発揮のための態勢
- 金融商品取引所等のシステムリスク管理態勢

ヌ. 無登録業者に対する対応

- 監督部局、捜査当局等との連携を強化し、必要に応じ、裁判所への禁止命令等の申立て及びそのための調査の権限を活用

平成24年度証券検査基本方針(7)

② 内部管理態勢・財務の健全性に係る検証

イ. 内部管理態勢等に係る検証

- ・業務運営上の問題が認められた場合、その背後にある内部管理態勢及びリスク管理態勢の適切性・実効性
- ・連結規制・監督の導入に対応し、大規模かつ複雑な業務を行う証券会社グループについては、内部管理態勢等の適切性

ロ. システムリスク管理態勢に係る検証

- ・障害発生時の対応、情報セキュリティ管理及び外部委託管理を含めリスクの顕在化の予防に向けたシステムリスク管理態勢の適切性・実効性

ハ. 財務の健全性等に関する検証

- ・顧客資産の分別管理の状況、純財産額及び自己資本規制比率の状況

平成24年度証券検査基本方針(8)

(2) 効率的・効果的で実効性ある検査に向けた取組み

① 業態その他の特性等を踏まえたリスクに基づく検査実施の優先度の判断

イ. 継続的に検証を行う対象

- ・第一種金融商品取引業者(登録金融機関を含む)及び投資運用業者、信用格付業者については、原則として、継続的に検査を実施
- ・ただし、人的資源の制約により全ての業態に一律に継続的な検査を実施することは困難であることを踏まえ、検査の頻度や検証項目に濃淡をつけて対応
- ・具体的な検査対象先の選定に当たっては、外部から寄せられる情報等を積極的に収集、分析し、市場環境の変化、個別業者の問題点等を総合的に勘案し、検査実施の優先度を判断

平成24年度証券検査基本方針(9)

ロ. 随時検査を行う対象

- 第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、金融商品仲介業者等については、検査対象業者が極めて多数に及んでいる状況等を踏まえ、外部から寄せられる情報等を積極的に活用し、個別に検査実施の優先度を判断

ハ. 無登録業者

- 無登録業者による重大な金商法違反に対しては、平成23年の金商法改正により導入された民事効等の施策の実施状況をみつつ、必要に応じ、個別に優先度を判断し、裁判所への禁止命令等の申立てのための調査を実施

平成24年度証券検査基本方針(10)

② 実効性のある検査の実施

イ. 予告検査の実施

- 原則は、無予告検査とし、検査の効率性、検査対象先の受検負担の軽減等を総合的に判断し、必要に応じて予告検査を実施

ロ. 双方向の対話の充実

- 検査対象先の経営陣等との双方向の対話を通じて、業務運営上の問題点等に係る認識を共有

ハ. 検査の実効性を阻害する行為に対する厳正な対処

- 一部の検査忌避等、検査の実効性を阻害する行為に対しては厳正に対処

平成24年度証券検査基本方針(11)

③ 金融庁・財務局等との連携強化

- ・監督部局との間では、相互の問題意識や情報を共有、証券会社グループについてオンサイトの検査とオフサイトのモニタリングとの間で切れ目のない連携
- ・検査部局との間では、連携して金融コングロマリットを構成するグループ内の検査対象先に対する検査を実施
- ・外国証券規制当局との間では、必要な情報交換、監督カレッジへの対応等により連携を強化

④ 自主規制機関との連携

- ・金融商品取引業者等に対する監視機能の総体としての向上のため、自主規制機関が実施する監査・考査等との連携を強化

⑤ 検査基本指針及び検査マニュアルの見直し・公表

- ・検査の透明性及び予測可能性の向上に資するため、適時に見直し、公表

平成24年度証券検査基本計画

区 分	22年度 (計画)	22年度 (実績)	23年度 (計画)	24年度 (計画)
第一種金商業者等 (うち監視委) (〃 財務局)	150 (40) (110)	140 (34) (106)	随時実施(注2))	150 (40) (110)
第二種金商業者等	随時実施	45	随時実施	随時実施
自主規制機関	必要に応じて 実施	1	必要に応じて 実施	必要に応じて 実施
無登録業者	—	—	随時実施	必要に応じて 実施

(注) 1. 検査計画、実績の件数は、着手ベース。

2. 23年度は、東日本大震災等の影響により、検査計画の件数を示すことは困難であった。

最近の主な指摘事例(1)

第一種金融商品取引業者(証券会社)

- ① 業務の運営及び財産の状況に関し、重大な問題が認められる状況（支払未済の経費等を簿外とすることなどにより財産状況を偽装している状況等）
- ② 金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いと認められる状況（ユーロ円TIBOR等に係る不適切な行為等）
- ③ 純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況
- ④ 上場株式の相場を変動させる目的をもって、当該株式に係る買付け等を行う行為
- ⑤ 顧客分別金信託を不正に流用している状況
- ⑥ 投資信託の乗換えに関し、顧客に対して重要な事項を説明していない状況

最近の主な指摘事例(2)

- ⑦ 外国投資信託受益証券につき、基準価額が虚偽であること又はその可能性を認識しながら、販売及び当該基準価額等の提供等を行っている行為

投資運用業者

- ① 純財産額が投資運用業を行う金融商品取引業者の政令に定める金額に満たない状況
- ② 投資一任業務に関して、公益及び投資者保護上重大な法令違反行為が認められる状況(投資一任契約の勧誘において、虚偽の事実を告知している行為等)

第二種金融商品取引業者

- ① 顧客に対し特別の利益の提供を約する行為
- ② 業務の運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況(極めて不適切な行為に関与している状況等)

最近の主な指摘事例(3)

投資助言・代理業者

- ① 検査を忌避する行為
- ② 投資顧問契約の締結に関し、偽計を用いる行為

適格機関投資家等特例業務届出者

- 契約締結・勧誘に関し、虚偽の事実を告知する行為

(参考)

「最近の証券検査における指摘事項に係る留意点」

(http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/shiteki_ryuui23.pdf)

「金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項」

(<http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/shiteki23.pdf>)

最近の主な指摘事例(4)

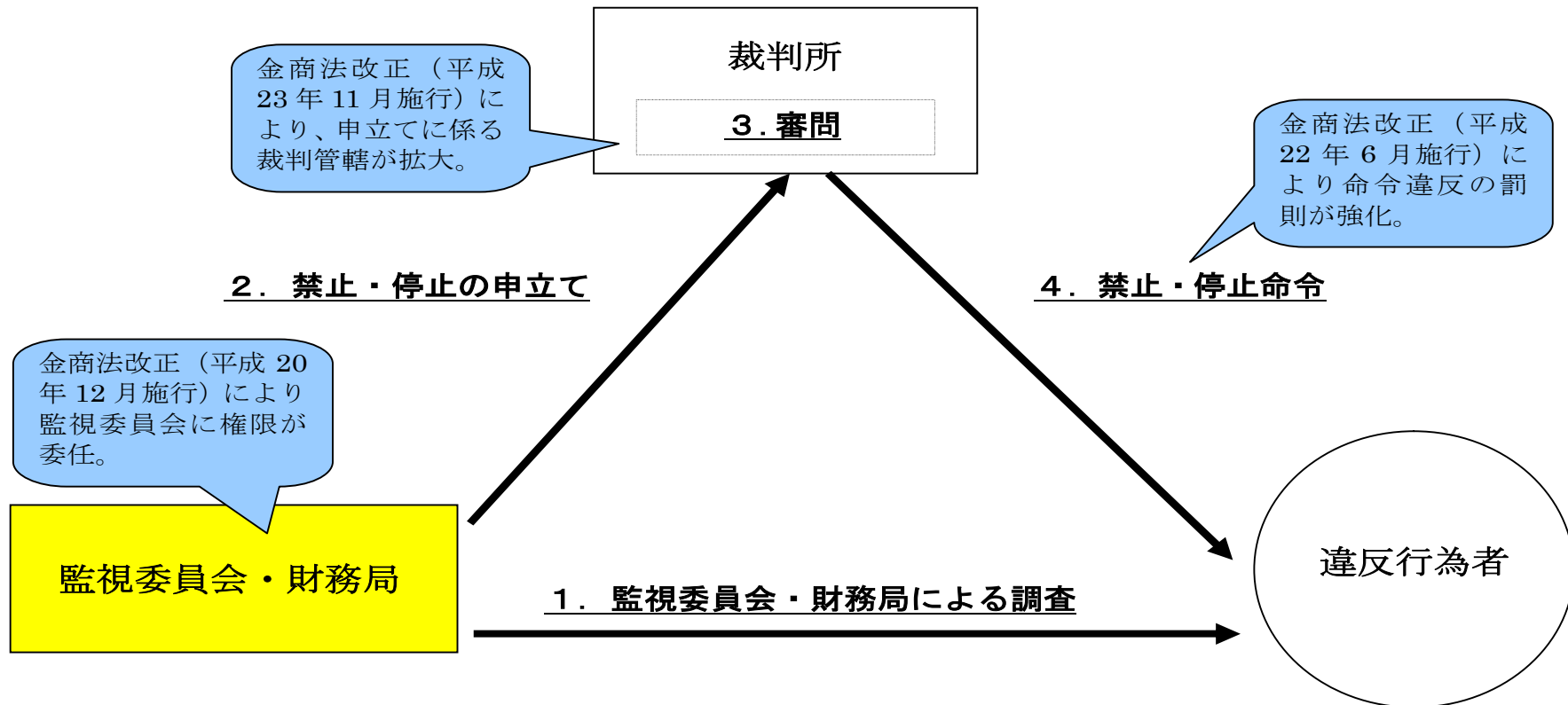
無登録業者・無届業者に対する禁止命令等の申立て

- ① 平成23年4月27日、(株)ジャパンライズ(北海道札幌市)を被申立人として、無登録でのファンドの募集、運用の禁止命令を札幌地裁に申立て(平成23年5月13日、同地裁が発令)
- ② 平成23年6月24日、(株)ベネフィットアロー(東京都中央区)を被申立人として、無登録でのファンドの募集等の禁止命令を東京地裁に申立て(平成23年7月5日及び15日、同地裁が発令)
- ③ 平成24年12月22日、(株)Eファクトリー(東京都新宿区)及び(株)エクセレント(東京都新宿区)を被申立人として、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為の禁止命令を東京地裁に申立て(平成24年2月3日、同地裁が発令)

(参考)

「無登録業者・無届業者に対する裁判所への禁止命令等の申立て」
(<http://www.fsa.go.jp/sesc/mutouroku/index.htm>)

無登録業者に対する裁判所への禁止命令等の申立て



＜金商法第192条＞

裁判所は、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣及び財務大臣の申立てにより、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

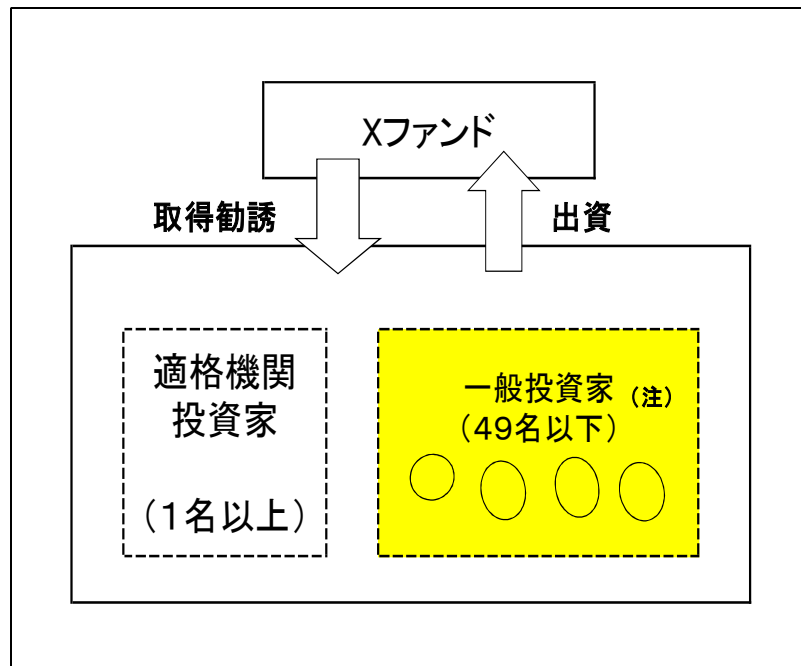
金融商品取引法違反行為に係る裁判所への申立て(実施状況)

被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
1. ㈱大経 他2名 (東京都中央区)	平成22年11月17日 (東京地裁)	無登録金商業(株券等の募集の取扱い等)の禁止 > ㈱大経及び他2名は、金融商品取引業の登録を受けずに、㈱生物化学研究所が新規に発行する株式及び新株予約権の取得勧誘を多数の一般投資家に対し行っていた。このほか、4つの会社に係る株式の取得勧誘を繰り返し行っていた。	平成22年11月26日 (東京地裁)
2. ㈱生物化学研究所 (山梨県中央市)	平成22年11月26日 (甲府地裁)	無届募集(株券等)の禁止 > ㈱生物化学研究所は、有価証券届出書を提出せずに、㈱大経と連携して自社の株式及び新株予約権の取得勧誘を多数の一般投資家に対し行っていた。	平成22年12月15日 (甲府地裁)
3. ジャパンリアライズ㈱ 他2名 (北海道札幌市)、(適格機関投資家等特例業務届出者)	平成23年4月28日 (札幌地裁)	無登録金商業(ファンドの私募等、運用)の禁止 > ジャパンリアライズ㈱及び他2名は、金融商品取引業の登録を受けずに、かつ、特例業務の要件を逸脱して、20本のファンドの取得勧誘及び運用を行っていた。	平成23年5月13日 (札幌地裁)
4. ㈱ベネフィットアロー 他3名 (東京都中央区)、(適格機関投資家等特例業務届出者)	平成23年6月24日 (東京地裁)	無登録金商業(ファンドの私募等の取扱い)の禁止 > ㈱ベネフィットアロー及び他3名は、金融商品取引業の登録を受けずに、他の特例業務届出者から委託を受けて、多数の一般投資家に対し、当該特例業務届出者が運営するファンドの取得勧誘を行っていた。	・平成23年7月5日 (東京地裁) (被申立人1名) ・平成23年7月15日 (東京地裁) (上記1名以外の被申立人ら)
5. ㈱Eファクトリー及び ㈱エクセレント他1名 (東京都新宿区)、(適格機関投資家等特例業務届出者)	平成23年12月22日 (東京地裁)	適格機関投資家等特例業務(自己私募)を行うに当たっての虚偽告知の禁止 > Eファクトリー、㈱エクセレント及び他1名は、その運営する複数のファンドに係る契約の締結の勧誘に際し、顧客に交付したパンフレット等における手数料及び分配報酬金の支払い並びに主要投資対象先の経営実態に関する表示が事実と著しく相違するものであった。	平成23年2月3日 (東京地裁)

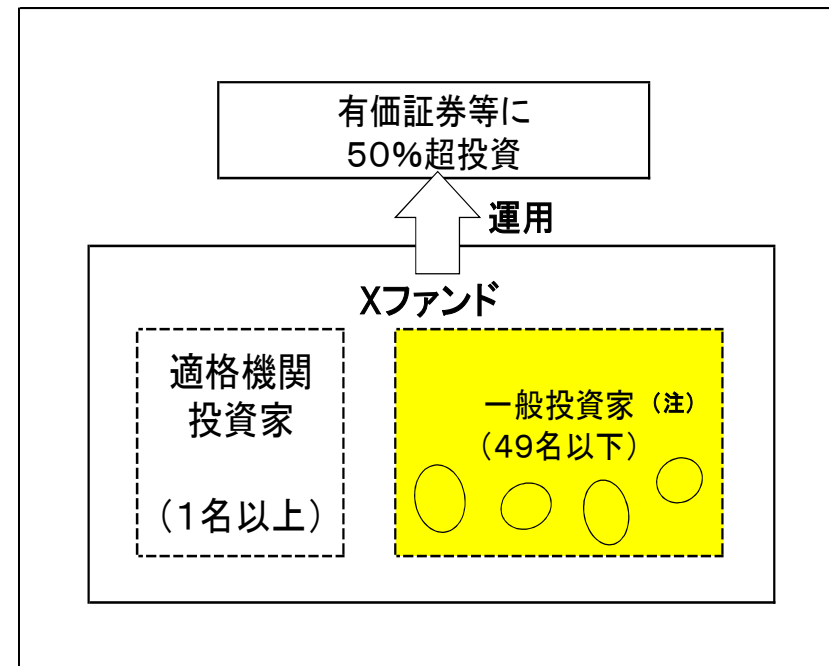


ファンドの販売、運用を業として行うには、金融商品取引法上登録が必要。ただし、以下の要件を満たすものは届出のみで可能
⇒ この要件を逸脱した場合は、無登録営業に該当

○ファンドの販売



○ファンドの運用

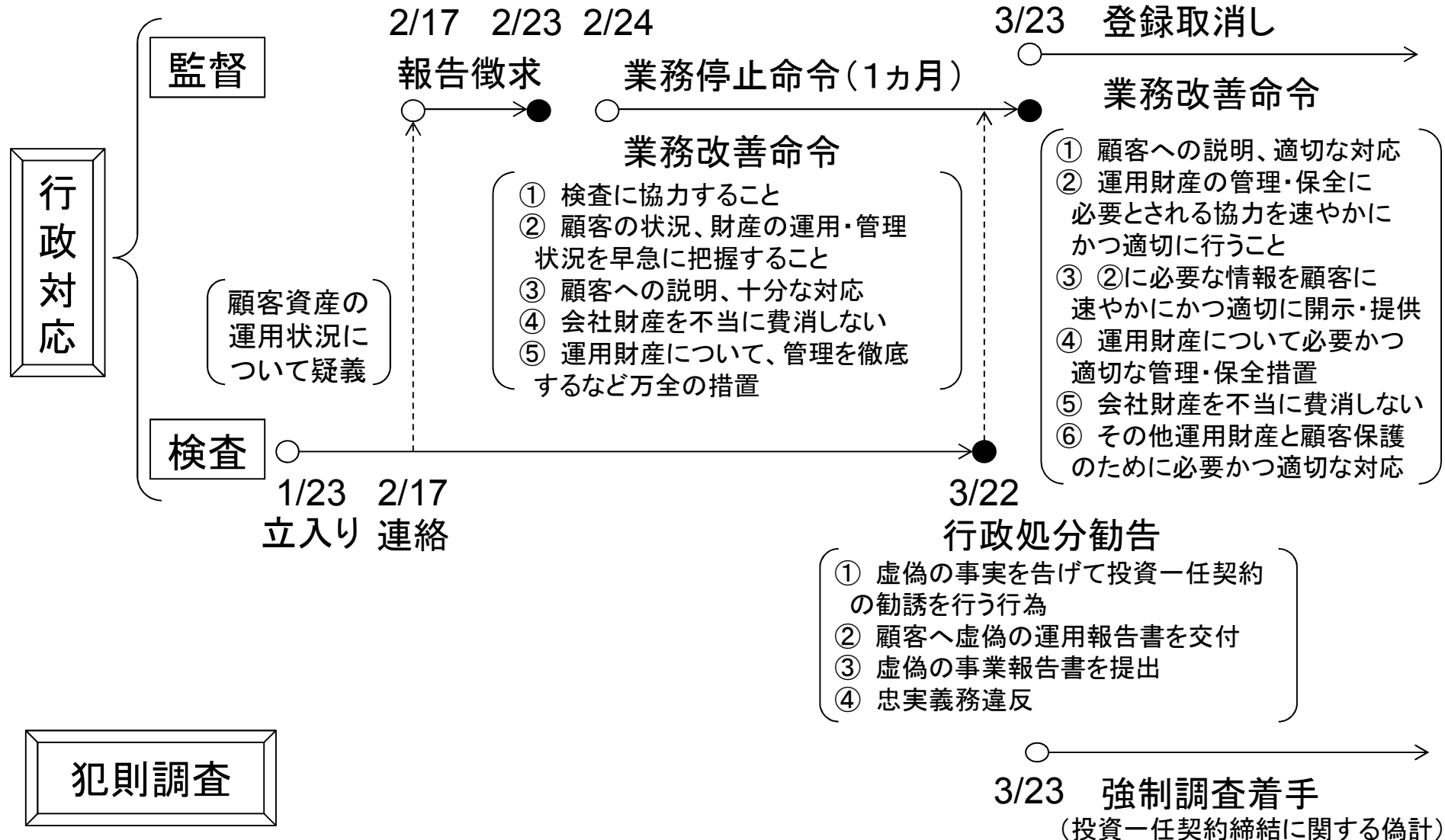


(注) 同種のファンドを継続的に販売、運用している場合には、通算で49名以下が要件(販売の場合には6ヶ月の通算)

顧客資産の分別管理義務違反等に関する事例

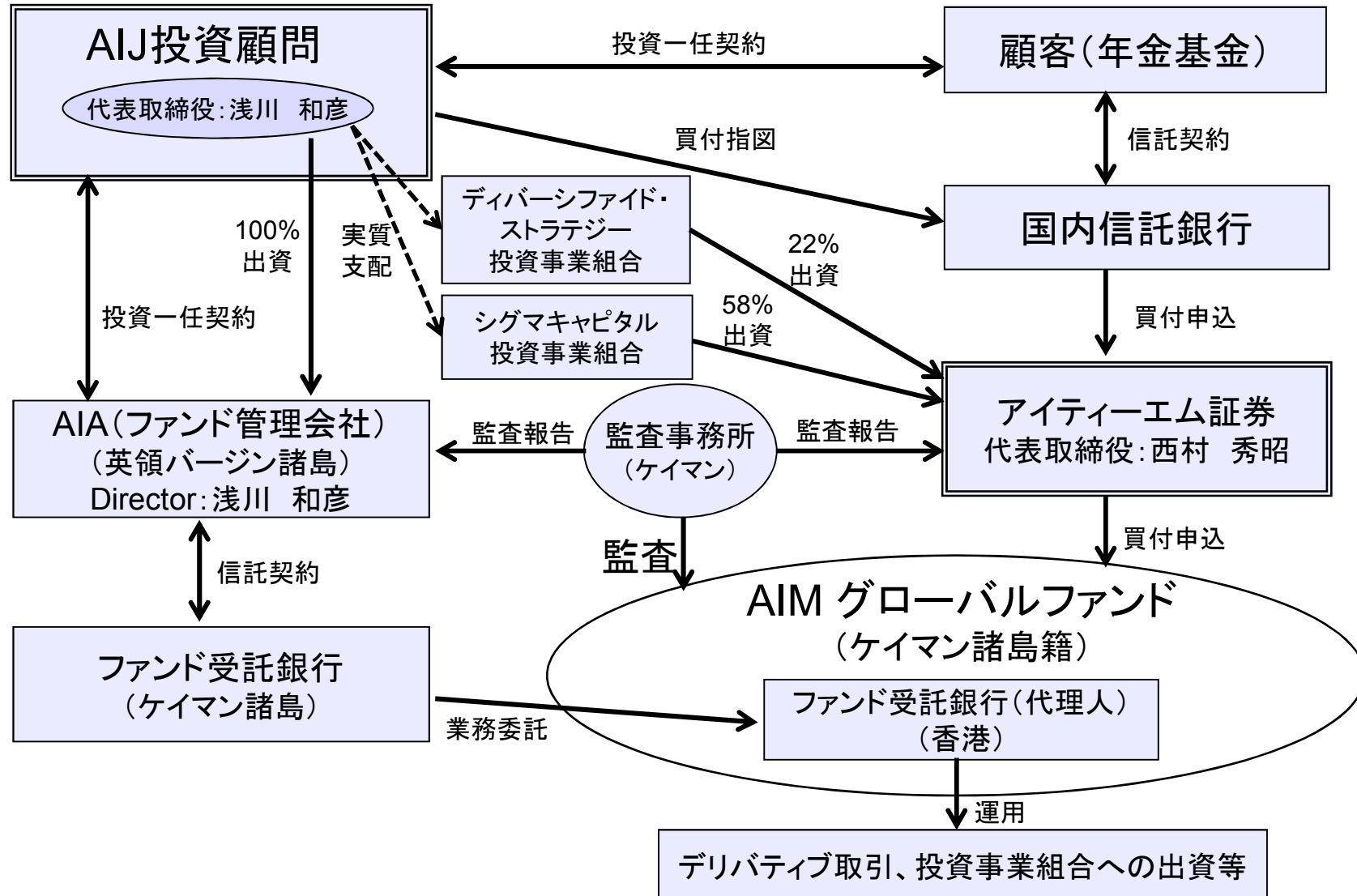
	丸大証券(東京都中央区)	(参考) 南証券(群馬県前橋市)
◆違反の概要	①顧客分別金信託の信託不足 (顧客預り金を当社の運転資金に流用) ②支払不能のおそれ	①有価証券の募集のため偽計を用いる行為 ②支払不能のおそれ(H12.3.6金融監督庁による破産の申立て) ③社長の関与による顧客からの預り有価証券の持出し (注)②、③は監督部局による認定
◆勧告日	H24. 3.13	H12. 3.15
◆検査結果通知日	//	//
◆行政処分発出日	// (登録取消し等)	H12. 3.17 (登録取消し)
◆日本投資者保護基金の対応 (1)弁済困難の認定 (2)認定の公告 (3)補償額	H24. 3.22 (3.23公表) H24. 3.24 (未定) (注)現在、基金は顧客からの支払請求の届出を受け付けているところ。届出のあった顧客に対し、基金はH24.5.14~6.29まで支払いを行う予定。	H12. 3.16 (3.17公表) H12. 3.21 約35億円

AIJ投資顧問への対応

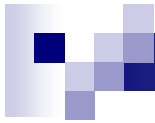




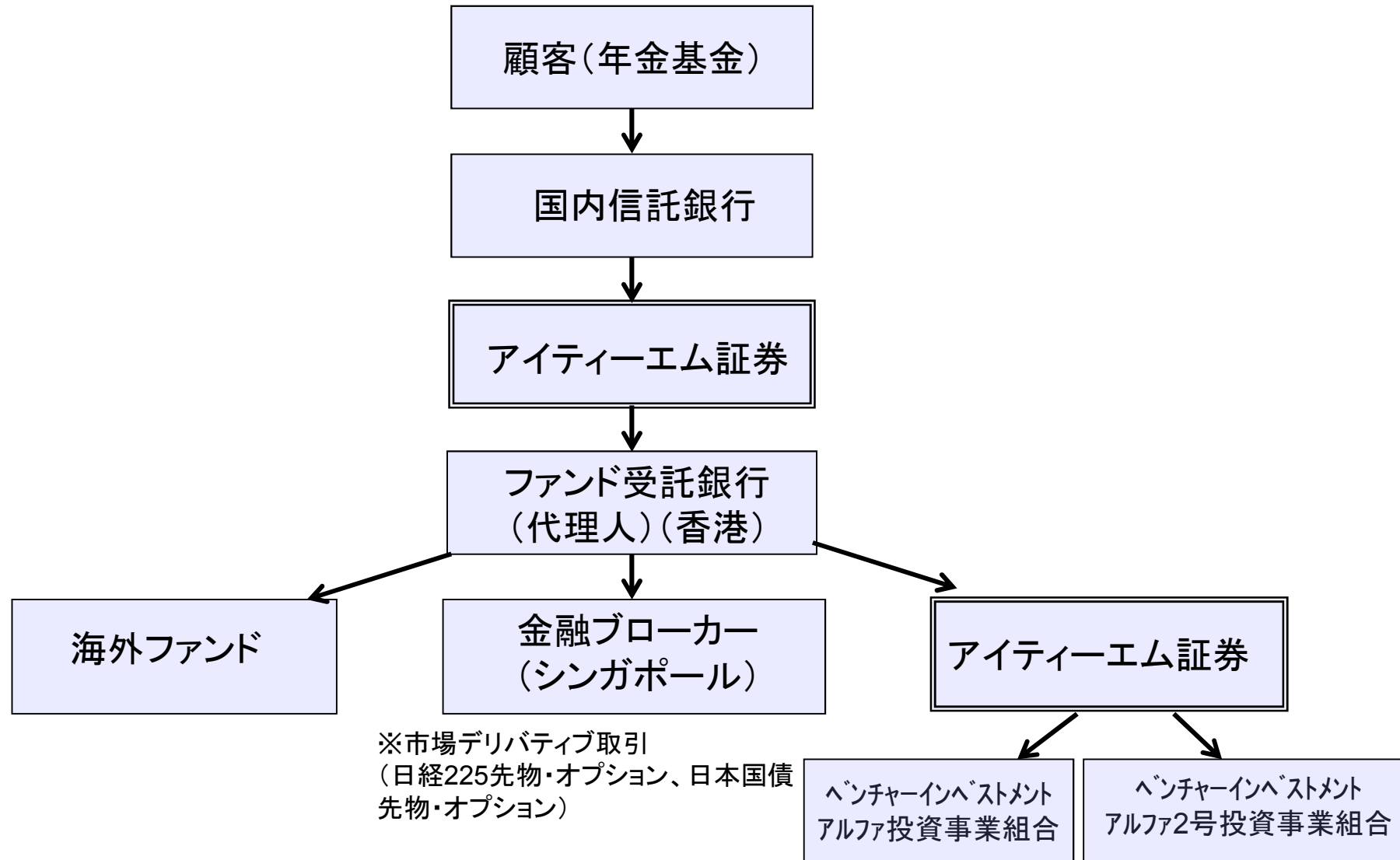
概要図



(注)本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。



資金の流れ



(注)本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

デリバティブ取引損益及び純資産額の推移

単位：億円

	H15.3期	H16.3期	H17.3期	H18.3期	H19.3期	H20.3期	H21.3期	H22.3期	H23.3期	合計
デリバティブ取引 損益	▲0	▲16	▲34	▲270	▲40	▲186	▲37	▲501	▲7	▲1,092

AIJ作成純資産額 (※虚偽の数値)	63	129	301	704	957	1,140	1,786	1,932	2,090	
ファンド受託銀行 作成純資産額	63	102	204	250	389	295	780	266	251	

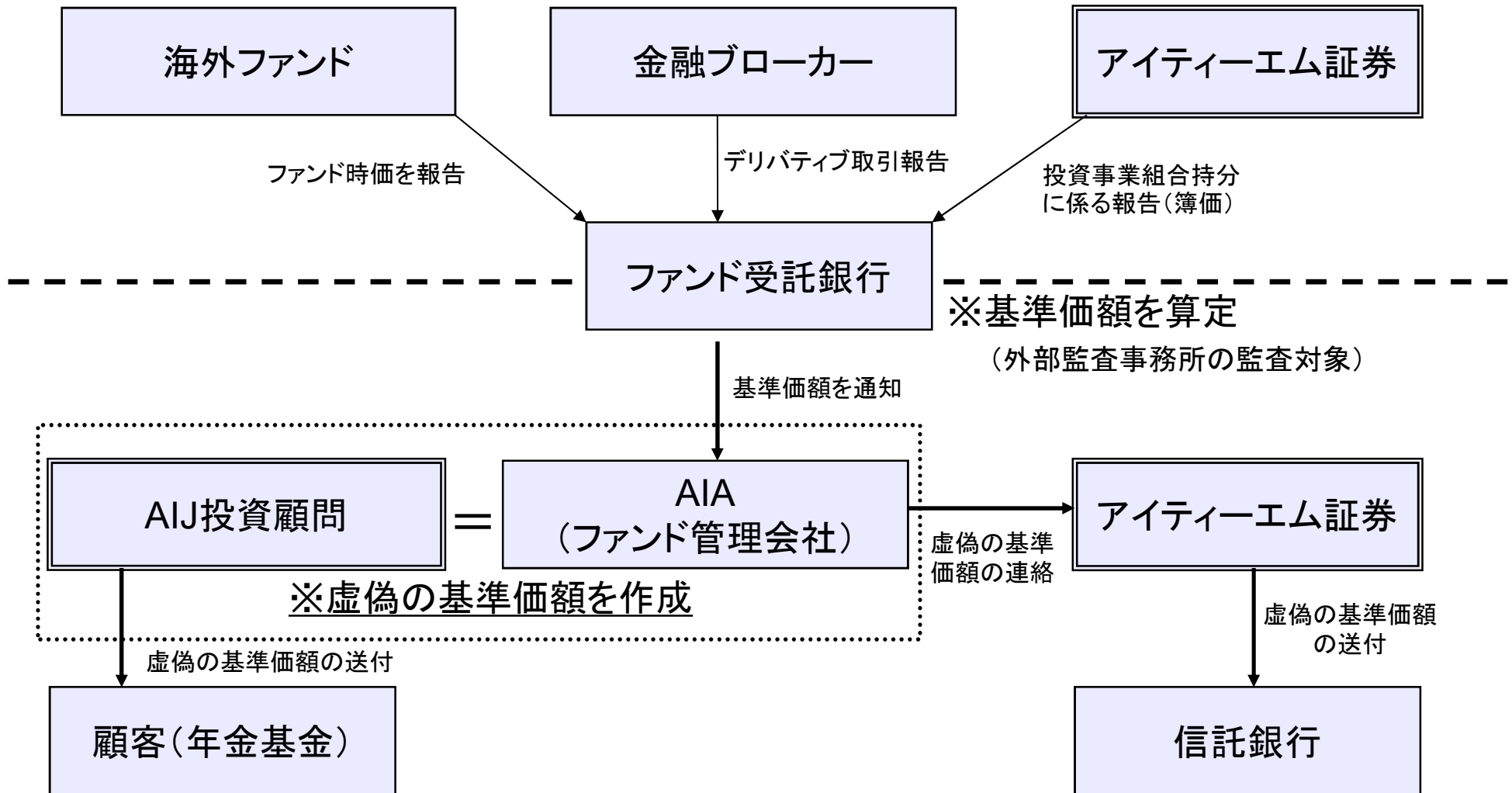
(※1)平成15年3月期から平成23年3月期のデリバティブ取引損益は、AIMグローバルファンドに係る監査報告書の数値。

(※2)AIJ作成純資産額は、AIJ投資顧問が顧客に報告している各ファンド毎の一口あたり純資産額に各会計期間末の残口数を乗じた数値。

(※3)ファンド受託銀行作成純資産額は、ファンド受託銀行がファンド管理会社に報告している純資産額。

(注)本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

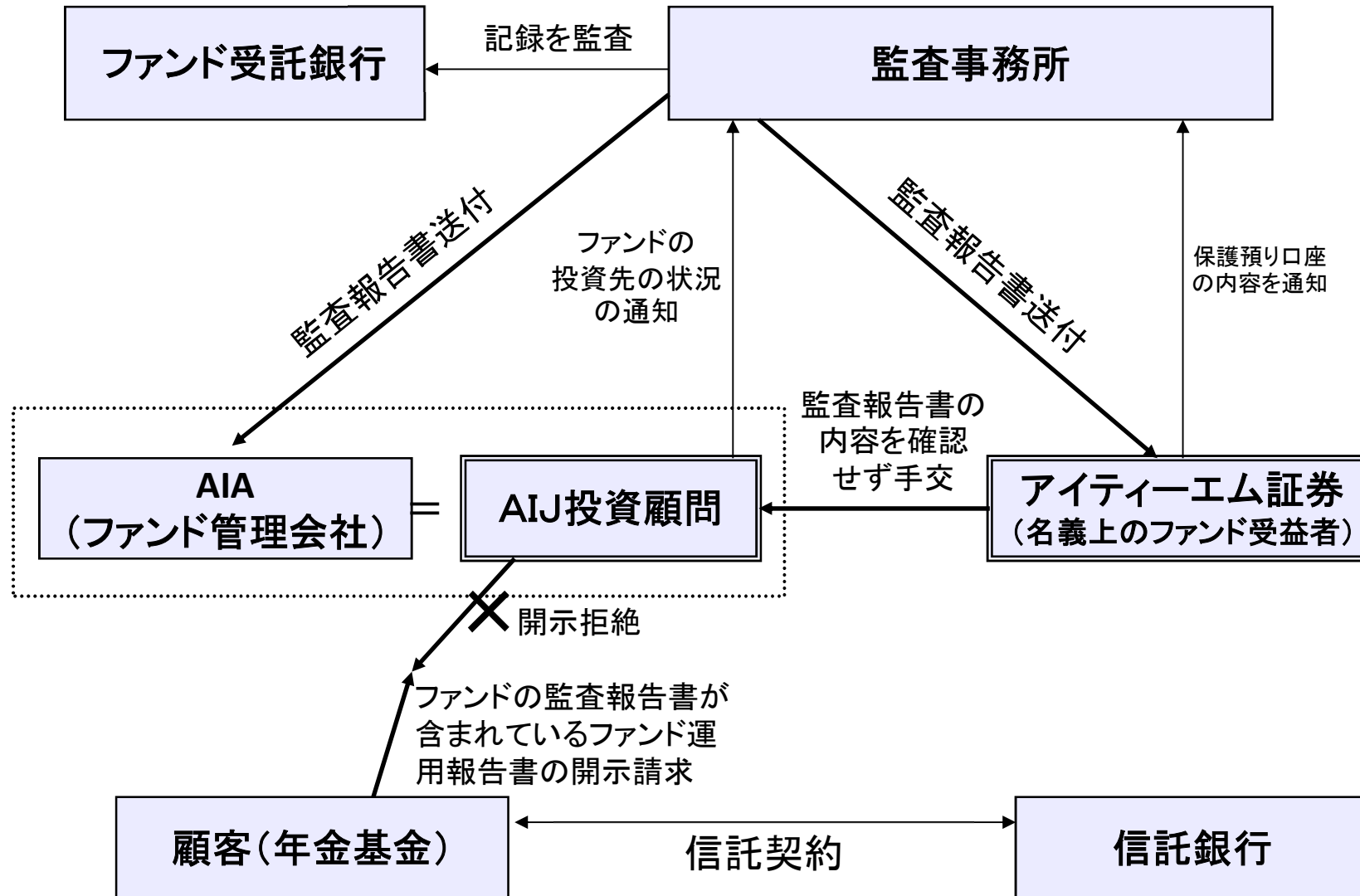
ファンドの基準価額の算定・送付の流れ



(注)本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

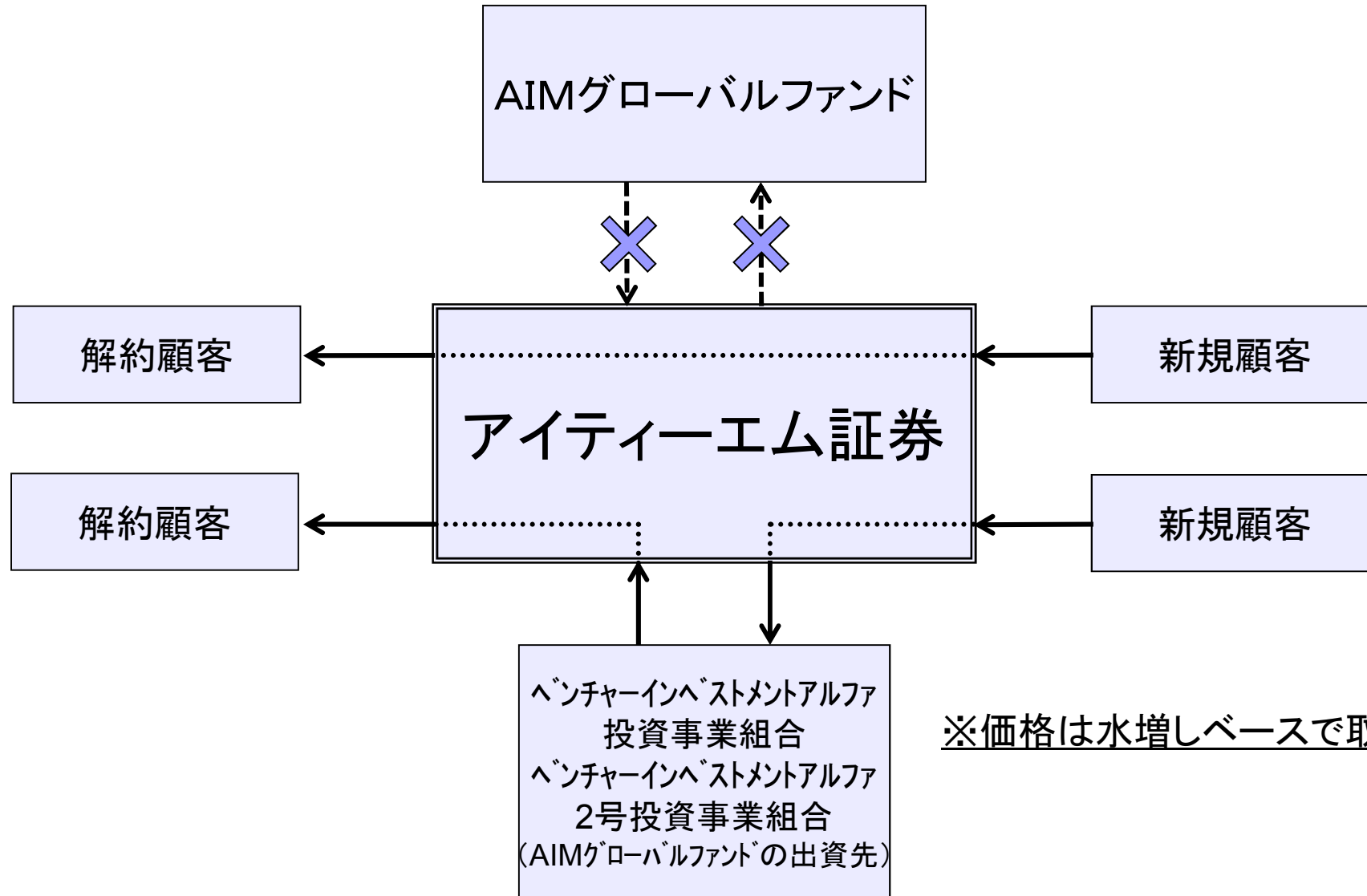


監査報告書作成・送付の流れ



(注)本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

解約時の資金の流れ(転売スキーム)



(注)本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

AIMグローバルファンドの資金の収支概要 (※1)

単位：億円

収入		支出・運用等	
顧客(年金基金等)からの受け入れ	1,458	運用による損失	1,092
株の売買益等	14	顧客(年金基金等)への解約等の支払い	17
		委託手数料	61
		管理報酬等	45
		監査報酬等	6
		投資事業組合への出資	181
		（うち現預金	32(※2)
		その他AIMグローバルファンド持分等	
		海外ファンド持分	21
		現預金	49(※3)
収入計	1,472	支出・運用等計	1,472

(※1) 平成15年3月期から平成23年3月期のAIMグローバルファンドに係る監査報告書の数値を集計したもの(「投資事業組合への出資」の内訳を除く)。

(※2) 「投資事業組合への出資」の「うち現預金」は、直近(24年3月)の残高を記載。

(※3) 「現預金」の直近(24年3月)の残高も、49億円。

(注) 本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

SMBC日興証券に対する検査結果に基づく勧告①

証券監視委は、SMBC日興証券(株)を検査した結果、法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況及び法令違反行為を含む不適切な勧誘行為が認められたため、平成24年4月13日、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、行政処分を求める勧告を行った。

(事案の概要)

SMBC日興証券(株)では、A社株式の公募増資に係る法人関係情報(以下「本件情報」)を受領した営業本部の役員等が、社内規定の手続きを経ずに傘下の営業本部長に本件情報を伝達し、また、本件情報の厳格な管理について明確な指示をしていなかった。

その結果、少なくとも21営業部店において、営業部店長等の指示等により、A社株式公募増資の公表前に公募増資取得申し込みの勧誘が行われたほか、うち8営業部店においては、本件情報を提供して取得申し込みの勧誘を行った。

SMBC日興証券に対する検査結果に基づく勧告②

(事案の概要つづき)

SMBC日興証券(株)はその後、これらの行為が不適切であると自ら認識し、役職員に対し法人関係情報の管理についての注意喚起等の施策や社内研修を複数回実施するなど、一定の改善を図ったが、その対応は不十分であった。

また、その後においても、B社株式の公募増資に関する法人関係情報を保有する部署が、営業部門担当部長に対し、社内規定の手続きを経ずに当該株式の法人関係情報を伝達していた。

SMBC日興証券に対する検査結果に基づく勧告③

(行政処分)

金融庁は、平成24年4月20日、SMBC日興証券(株)に対し、以下の行政処分を行った。

- (1)営業員の管理を含む法人関係情報の管理態勢をあらためて検証し、必要な改善を図ることにより、実効性ある内部管理態勢を構築すること。
- (2)法人関係情報の取扱いをはじめとする法令諸規則等に係る知識の十分な習得のため、広範かつ集中的な研修を実施することなどにより、役職員の法令遵守意識の徹底を図ること。
- (3)本件に係る役職員の責任の所在の明確化を図ること。
- (4)上記(1)～(3)について、その対応状況を平成24年5月18日(金)までに書面で報告すること。

中央三井アセット信託銀行に対する勧告

証券監視委は、国際石油開発帝石(株)の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引について、検査した結果、下記のとおり法令違反の事実が認められたため、平成24年3月21日、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

(事案の概要)

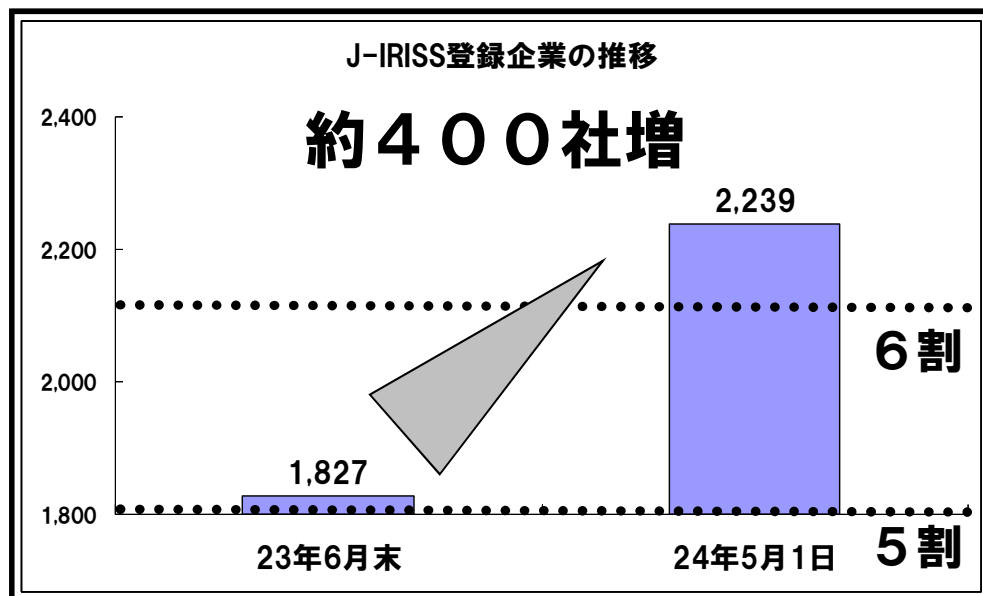
中央三井アセット信託銀行(株)は、その締結した投資一任勘定に基づき、ファンドの資産の運用を行っていたが、当該運用を行っていた同社社員が、国際石油開発帝石(株)の公募増資の主幹事証券会社の営業員から、国際石油開発帝石(株)が公募増資を行うことについての決定をした事実の伝達を受け、この事実が公表される平成22年7月8日より前の平成22年7月1日から7月7日までの間、上記ファンドの計算において、国際石油開発帝石(株)の株式を売り付けていた。

重点施策(6) 自主規制機関などとの連携

- ▶ 全体としての市場監視機能を強化するため、自主規制機関の行う考査・監査や、ルール整備、市場参加者や投資家への情報発信・提供の面での連携を一層強化していきます。

J-IRISS

- J-IRISS（ジェイ・アイリス：Japan-Insider Registration & Identification Support System）
 - ・ 内部者取引等の未然防止を目的として、上場会社の役員に関する情報を登録するデータベース。
 - ・ 日本証券業協会が全国の証券取引所の協力の下に運営。
 - ・ 証券会社は、顧客情報と当該データベースの役員情報を照合・確認が可能。
→不公正取引等を水際で確認し、可能な限り、排除。
- 23年6月 日証協「内部者取引の未然防止のためのJ-IRISSの活用に関する検討報告」を踏まえ、金融庁総務企画局長、監督局長、証券監視委事務局長連名で書簡（日証協、各取引所宛）送付
→J-IRISSへの登録促進に向け、自主規制機関及び金融庁・証券監視委は、連携して対応。
- この他、金融庁・証券監視委は、各種講演において、上場企業関係者に、J-IRISSへの登録を呼びかけ。



「J-IRISSの活用等を通じたインサイダー取引の防止に向けた取組みについて」（要請）（一部抜粋）

インサイダー取引の防止に向けては、証券会社のみならず、上場会社を含めた市場関係者が一丸となって対応すべきであることを全ての市場関係者が改めて強く認識する必要があります。

貴協会におかれましては、今後ともJ-IRISSへの登録促進について上場会社に対し働きかけるとともに、協会員である引き受け幹事証券会社にも協力要請を行うなど様々な取組みを通じて、インサイダー取引の防止に向けた対応を更に一層推進いただくよう宜しくお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました

情報提供は

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

tel: 03-3581-9909

年金運用ホットラインは

<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

tel: 03-3506-6627

公益通報の通報・相談は

<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

tel: 03-3581-9854